

呉市地域生活支援事業実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 相談支援事業（第3条－第6条）
- 第3章 意思疎通支援事業
 - 第1節 手話通訳者等派遣事業（第7条－第13条）
 - 第2節 手話通訳者設置事業（第14条－第16条）
 - 第3節 手話奉仕員養成研修事業（第16条の2－第16条の7）
- 第4章 日常生活用具給付事業
 - 第1節 日常生活用具給付事業（第17条－第26条）
 - 第2節 点字図書給付事業（第27条－第34条）
- 第5章 移動支援事業（第35条－第40条）
- 第6章 地域活動支援センター機能強化事業（第41条－第44条）
- 第7章 訪問入浴サービス事業（第45条－第48条）
- 第8章 生活支援事業
 - 第1節 削除
 - 第2節 精神障害者家族相談員紹介事業（第51条・第52条）
- 第9章 日中一時支援事業（第53条－第54条）
- 第10章 社会参加支援事業
 - 第1節 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業（第55条・第56条）
 - 第2節 点字・声の広報等発行事業（第57条・第58条）
 - 第3節 奉仕員養成研修事業（第59条－第62条の2）
 - 第4節 自動車運転免許取得費給付事業（第65条－第71条）
 - 第5節 自動車改造費給付事業（第72条－第79条）
 - 第6節 芸術文化活動振興事業（第79条の2－第79条の5）
- 第11章 手話通訳者・要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員を養成する事業（第80条－第81条の2）
- 第12章 盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する事業（第82条－第82条の3）
- 第13章 雜則（第83条－第85条）

付則

第1章 総則

（目的等）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して地域で暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 法第77条及び第78条の規定に基づく地域生活支援事業の実施に関しては、
法その他別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(市が行う地域生活支援事業)

第2条 呉市は、法第77条第1項の規定に基づく地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 相談支援事業
- (2) 意思疎通支援事業
- (3) 日常生活用具給付事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター機能強化事業

2 呉市は、法第77条第3項の規定に基づく地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問入浴サービス事業
- (2) 生活支援事業
- (3) 日中一時支援事業
- (4) 社会参加支援事業

3 呉市は、法第78条第1項に規定する地域生活支援事業として、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業のうち、次に掲げる事業を行う。

- (1) 手話通訳者・要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員を養成する事業
- (2) 盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する事業

第2章 相談支援事業

(目的)

第3条 相談支援事業（以下この章において「事業」という。）は、障害者等又はその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与し、又は権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようすることを目的とする。

(委託)

第4条 市長は、事業の運営の一部を法第51条の14第1項規定する指定一般相談支援事業者又は法第51条の17第1項に規定する指定特定相談支援事業者に委託して行うものとする。

(事業内容)

第5条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者相談支援事業
- (2) 成年後見制度利用支援事業

2 障害者相談支援事業は、おおむね次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 日常生活・療育等の相談対応に関する業務
- (2) 福祉サービスの利用援助に関する業務
- (3) 社会資源を活用するための支援に関する業務
- (4) 社会生活力を高めるための支援に関する業務

- (5) ピアカウンセリングに関する業務
- (6) 権利の擁護のために必要な援助に関する業務
- (7) 専門機関との連携及び紹介に関する業務
- (8) 呉市自立支援協議会に関する業務
- (9) 啓発活動に関する業務
- (10) 児童の療育に関する業務
- (11) ボランティアの育成等に関する業務

3 成年後見制度利用支援事業は、おおむね次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 成年後見制度の普及啓発
- (2) 成年後見制度の利用支援

第6条 ~~(削除)~~

第3章 意思疎通支援事業

第1節 手話通訳者等派遣事業

(目的)

第7条 手話通訳者等派遣事業（以下この節において「事業」という。）は、聴覚その他の障害のために意思疎通を図ることが困難な障害者等（以下この章において「聴覚障害者等」という。）に、手話通訳及び要約筆記の方法により意思疎通を支援する者（以下それぞれ「手話通訳者」及び「要約筆記者」という。）の派遣を行うことにより、聴覚障害者等の意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

(委託)

第8条 呉市は、事業の運営を社会福祉法人呉市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に委託して行うものとする。

(対象者)

第9条 手話通訳者及び要約筆記者（以下「手話通訳者等」という。）の派遣の対象となる者は、呉市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 手話通訳者の派遣においては、意思疎通に著しい障害を有する聴覚障害者等で、他に支援者が得られず、かつ、手話の理解が可能なもの
- (2) 要約筆記者の派遣においては、適当な意思伝達の支援が得られない聴覚障害者等で、社協が必要と認めたもの

(対象内容)

第9条の2 手話通訳者等の派遣の対象となる内容は、聴覚障害者等が日常生活又は社会生活を営むために必要なものとする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。

- (1) 営業活動等の営利的・経済的活動に関する内容
- (2) 市長が、社会通念上派遣することが好ましくないと認める内容
- (3) 市長が、公序良俗に反すると認める内容

(手話通訳者等の登録)

第10条 社協は、別に定める要件を満たし聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者のうちから、あらかじめ手話通訳者等を選定し、これを登録するものとする。

- 2 前項の規定による登録は、手話通訳者登録簿又は要約筆記者登録簿により行うものとし、その様式は別に定める。
- 3 社協は、毎年度当初、前項に規定する登録簿の写しを市長に提出しなければならない。

(派遣の申請及び決定)

第11条 第9条に掲げる者が手話通訳者等の派遣を受けようとする場合は、当該派遣を必要とする日の3日前までに、派遣申請書を社協に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

- 2 市長又は聴覚障害者等をはじめとする障害者の自立又は社会参加の促進を目的とする団体(以下「障害者団体」という。)の長は、次のいずれにも該当する講演会、公開講座、式典及びこれらに類する行事について、第14条から第16条に規定する手話通訳者設置事業での対応が困難である場合は、前項の規定にかかわらず、当該申請をすることができる。

- (1) 第9条に掲げる者が参加すること。
- (2) 手話通訳又は要約筆記が必要であること。
- (3) 市若しくはこれに準ずるもの又は派遣の申請をしようとする障害者団体が主催すること。
- (4) 呉市内で開催されること。
- (5) 政治的又は宗教的でないこと。

- 3 社協は、第1項に規定する申請書の提出があった場合において手話通訳者等の派遣を必要と認めたときは、前条第1項の規定により登録された者のうちから適当な者を選定し派遣の決定をするとともに、当該申請をした者に通知するものとする。

(派遣の区域等)

第12条 手話通訳者等の派遣の区域は、広島県内とし、当該派遣の時間はおおむね午前9時から午後5時までとする。ただし、緊急その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(実績報告)

第13条 社協は、各年度において事業の完了後、速やかに事業の運営に係る実施状況報告書を市長に提出しなければならない。

第2節 手話通訳者設置事業

(目的)

第14条 手話通訳者設置事業は、聴覚障害者等が日常生活において意思の疎通を図り、円滑な社会生活を営むことができるよう支援するため、手話通訳を行う者(以下「手話通訳者」という。)を設置することにより、聴覚障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(設置場所)

第15条 手話通訳者の設置場所は、福祉事務所その他聴覚障害者等が利用しやすい場所とする。

(業務の内容)

第16条 手話通訳者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 聴覚障害者等の相談、手続等の通訳
- (2) 市が主催する事業及び各種行事等における通訳
- (3) その他市長が必要と認めた業務

第3節 手話奉仕員養成研修事業

(目的)

第16条の2 手話奉仕員養成研修事業（以下この節において「事業」という。）は、手話で日常会話をを行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようすることを目的とする。

(委託)

第16条の3 呉市は、事業の運営を社協に委託して行うものとする。

(養成対象者)

第16条の4 事業に係る養成対象者は、原則として呉市内に居住し、聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者であって、社協が適当と認めたものとする。

(講習内容)

第16条の5 社協は、養成対象者に対し、講習会の開催等の方法により、おおむね次の科目について講習を実施するものとする。

- (1) 身体障害者福祉の概要
 - (2) 聴覚障害の知識
 - (3) 聴覚障害者に接する場合の心構え
 - (4) 手話の理論及び実技
- (手話奉仕員の協力内容)

第16条の6 手話奉仕員は、市長、福祉事務所長等から協力の要請があったときは、巡回相談、広報活動、文化活動、スポーツ大会等の地域活動等において協力するものとする。

(手話奉仕員の登録)

第16条の7 社協は、事業における講習の受講を修了した者及び従来から地域において奉仕活動を行っていた者であって、特に活発な奉仕活動の実施を期待できるものを、本人の承諾を得て手話奉仕員として登録するものとする。

2 社協は、前項の規定により登録をした手話奉仕員から奉仕活動ができなくなった旨の申出があったときは、当該登録を取り消すものとする。

第4章 日常生活用具給付事業

第1節 日常生活用具給付事業

(目的)

第17条 日常生活用具給付事業は、重度の身体障害者及び知的障害者（以下この章において「障害者」という。）並びに重度の身体障害児及び知的障害児（以下この章において「障害児」という。）の保護者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行令（平成18年政令第10号）で定める特殊の疾病による障害の程度が法第4条第1項に定める程度である者及び児童（以下、「難病患者等」という。）又はその保護者に対して、日常生活における便宜を図るための用具（以下「用具」という。）を給付するため、当該用具の購入に要する費用（以下「用具費」という。）の一部を支給し、もってその福祉の増進を図る

ことを目的とする。

(対象者)

第18条 用具費の支給の対象となる者は、呉市内に居住する在宅の障害者及び障害児の保護者並びに難病患者等又はその保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき同種の用具の貸与又は購入費の支給を受けることができる者を除く。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、その手帳に記載されている障害の級別が1級若しくは2級（一部の種目においては、3級若しくは4級）であるもの又はその保護者
- (2) 療育手帳の交付を受けた者で、その手帳に記載されている障害の程度が最重度若しくは重度であるもの又はその保護者
- (3) 難病患者等で医師の診断書等により当該給付が必要であると認められるもの又はその保護者

(用具の種目等)

第19条 用具の種目、用具費の支給基準額、用具の種目ごとの対象者等については、別に定める。

(用具の再給付)

第20条 市長は、既に給付をしている用具と同一の用具については、用具費の支給は行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 用具が、破損等により修理不能のとき。
- (2) 用具の種目ごとに別に定める耐用年数が経過した用具について、新たに購入した方が修理よりも合理的若しくは効果的であると認められるとき又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の購入の方が使用効果が向上すると認められるとき。

(用具費の支給の申請及び決定)

第21条 用具費の支給を受けようとする者は、日常生活用具費支給申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、速やかに支給の可否を決定し、支給する旨の決定をしたときは、用具費の支給に係る用具の種目を定めて当該申請をした者に通知するとともに、日常生活用具費支給券を交付するものとする。

3 前項の場合において、市長は、支給しない旨の決定をしたときは、日常生活用具費支給却下決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(用具費の支給)

第22条 前条第2項の日常生活用具費支給券の交付を受けた者（以下この節において「支給決定者」という。）は、これを当該支給に係る用具の販売事業者（以下「業者」という。）に提出し、当該用具の購入を行うものとする。

2 前項の場合において、市長は、当該購入に要する費用について用具費の支給を行う。

3 用具費の額は、別に定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該用具の購入に要した費用の額を超えるときは、当該現に用具の購入に要した費用の額とする。以下この項及び次条において「基準額」という。）の100分の90に相当する額とする。

4 前項の規定にかかわらず、支給決定者が~~生活保護法~~（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）である場合又は支給決定者及びその配偶者が当該年度（支給申請が4月から6月までのときは前年度）において~~市町村民税非課税~~である場合の用具費の額は、基準額の100分の100に相当する額とする。

（用具費の代理受領）

第23条 前条第1項の場合において、当該業者が、あらかじめ市長との間で当該支給決定者に代わって用具費の支払を受けることに関する契約をし、かつ、当該支給決定者の委任を受けているときは、市長は、当該支給決定者が当該業者に支払うべき費用を、用具費として当該支給決定者に支給すべき額の限度において、当該支給決定者に代わり、当該業者に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、当該支給決定者に対し用具費の支給があったものとみなす。

3 業者は、その提供した用具について第1項の規定により支給決定者に代わって用具費の支払を受ける場合は、当該用具を提供する際に、当該支給決定者から、基準額から用具費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

（譲渡等の禁止）

第24条 用具費の支給を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（用具費の返還）

第25条 市長は、偽りその他不正な手段により用具費の支給を受けた者があるとき又は前条の規定に違反した者があるときは、当該用具費の全部若しくは一部を返還させることができる。

（台帳の整備）

第26条 市長は、用具の給付の状況を明らかにするため、日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

第2節 点字図書給付事業

（目的）

第27条 点字図書給付事業は、視覚障害者にとって重要な情報の入手手段である点字図書を給付することにより、視覚障害者への情報の入手を容易にし、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

（対象者）

第28条 点字図書の給付の対象となる者は、呉市内に居住する視覚障害者で、点字によらなければ図書に係る情報の入手が困難であるものとする。

（給付の対象となる点字図書及び給付の限度）

第29条 第27条に規定する事業において給付の対象となる点字図書は月刊、週

刊等で発行される雑誌類を除くものとし、当該給付は対象者一人につき、1年間当たり6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものについては、この限りでない。

(給付の申請及び決定)

第30条 点字図書の給付を受けようとする者は、点字図書給付申請書に、別に定める点字図書給付対象出版施設（以下「点字出版施設」という。）が発行する点字図書発行証明書（以下「証明書」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、給付を適當と認めたときはこれを決定し、点字図書給付台帳に所定の事項を記載した上、証明書に証明印を押印し、当該申請をした者に交付するものとする。

(給付の方法)

第31条 前条第2項の規定による証明書の交付を受けた者は、当該証明書に自己負担金を添えて点字出版施設に点字図書の発行を申し込み、給付を受けるものとする。

(自己負担金)

第32条 前条の自己負担金の額は、当該点字図書を点字翻訳する以前の一般図書の購入価格相当額とする。

(費用の支払)

第33条 市長は、点字出版施設からの請求に基づき、給付に係る点字図書の価格から前条の自己負担金の額を控除して得た額を点字出版施設に支払うものとする。

(費用の返還)

第34条 市長は、点字図書の給付を受けた者が偽りその他不正な手段により当該給付を受けたときは、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

第5章 移動支援事業

(目的)

第35条 移動支援事業（以下この章において「事業」という。）は、屋外での移動が困難な障害者等に対して外出のための支援を行うサービス（呉市と協定を締結した事業者（以下「協定事業者」という。）が行うものに限る。以下「移動支援サービス」という。）を利用する障害者等又はその保護者に対して、当該利用に係る費用の一部を支給することにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第36条 事業の利用対象者は、呉市内に居住する障害者等（呉市外に居住する者で、呉市が法に基づく援護の実施者となるものを含む。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）の利用により外出時における移動中の介護を受けることができるもの及び未就学児を除く。

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤・通学、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。）に移動の支援が必要であるもの
- (2) 前号の規定にかかわらず、緊急やむを得ない理由により、通学に移動の支援が必要であるものその他市長が特に必要と認めたもの

（利用の申請及び決定）

第37条 事業を利用しようとする者は、市長に（地域生活支援給付費）支給申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出を受けた場合は、速やかに利用の可否を決定し、利用を認める旨の決定をしたときは、移動支援サービスを利用できる期間（以下この章において「支給決定期間」という。）を定めた上で、呉市移動支援事業支給決定（変更）通知書により当該申請をした者に通知するものとする。
（地域生活支援給付費の支給）

第38条 市長は、前条第2項の規定により事業に係る利用の決定を受けた者（以下この章において「支給決定者」という。）が、支給決定期間内において移動支援サービスを利用したときは、当該支給決定者に対し、当該移動支援サービスに要した費用について地域生活支援給付費を支給する。

2 地域生活支援給付費の額は、別に定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該移動支援サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に移動支援サービスに要した費用の額。以下この項において「基準額」という。）の100分の90に相当する額とする。ただし、令第17条の規定の例により市長が決定した支給決定者の利用者負担額の上限月額が零である場合の地域生活支援給付費の額は、基準額の100分の100に相当する額とする。

（地域生活支援給付費の代理受領）

第39条 支給決定者が移動支援サービスを利用した場合において市長は、当該支給決定者が協定事業者に支払うべき当該移動支援サービスに要した費用を、地域生活支援給付費として当該支給決定者に支給すべき額の限度において、当該支給決定者に代わり、当該協定事業者に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、当該支給決定者に対し地域生活支援給付費の支給があったものとみなす。

3 市長は、協定事業者から地域生活支援給付費の請求があったときは、別に定める基準に照らして審査の上、これを支払うものとする。

4 市長は、前項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

（その他）

第40条 前2条に定めるもののほか、地域生活支援給付費の支給及び協定事業者の地域生活支援給付費の請求に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 地域活動支援センター機能強化事業

（目的）

第41条 地域活動支援センター機能強化事業（以下この章において「事業」という。）は、創意的活動、生産活動の機会の提供又は社会との交流の促進等のサービス（協定事業者が行うものに限る。以下「地域活動支援サービス」という。）を利用する法第4条第1項に規定する障害者（以下この章において「障害者」という。）に対して、当該利用に係る費用の一部を支給することにより、障害者の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

（対象者）

第42条 事業の対象者は、呉市内に居住する障害者とする。

第43条 削除

（準用）

第44条 第37条から第40条まで（第39条第4項を除く。）の規定は、この章に規定する事業について準用する。この場合において、第37条第2項中「移動支援サービス」とあるのは、「地域活動支援サービス」と、「呉市移動支援事業支給決定（変更）通知書」とあるのは「呉市地域活動支援センター利用決定（変更）通知書」と、第38条及び第39条第1項中「移動支援サービス」とあるのは「地域活動支援サービス」と読み替えるものとする。

第7章 訪問入浴サービス事業

（目的）

第45条 訪問入浴サービス事業（以下この章において「事業」という。）は、身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービス（協定事業者が行うものに限る。以下「訪問入浴サービス」という。）を利用する身体障害者等に対して、当該利用に係る費用の一部を支給することにより、その身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

（対象者）

第46条 事業の利用対象者は、呉市内に居住する歩行が困難な重度身体障害者又は市長が特に必要と認める者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業の利用を図らなければ入浴が困難な状態にある者
- (2) 入浴が可能と認められる健康状態にある者
- (3) 介護保険法の規定に基づく訪問入浴介護を受けることができない者

（事業の内容）

第47条 事業により提供するサービスは、次のとおりとする。

- (1) 入浴等の介助
- (2) 健康相談及び助言
- (3) その他必要なサービス

（準用）

第48条 第37条から第40条まで（第39条第4項を除く。）の規定は、この章に規定する事業について準用する。この場合において、第37条第2項中「移動支援サービス」とあるのは、「訪問入浴サービス」と、「呉市移動支援事業支給決定（変更）通知書」とあるのは「呉市訪問入浴サービス事業支給決定（変更）

通知書」と、第38条及び第39条第1項中「移動支援サービス」とあるのは「訪問入浴サービス」と読み替えるものとする。

第8章 生活支援事業

第1節 削除

第49条及び第50条 削除

第2節 精神障害者家族相談員紹介事業

(目的)

第51条 精神障害者家族相談員紹介事業は、精神障害者の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、精神障害者の地域活動の推進等を行い、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(委託)

第52条 呉市は、前条に規定する事業の運営を精神障害者家族会「つばき会」に委託して行うものとする。

第9章 日中一時支援事業

(目的)

第53条 日中一時支援事業（以下この章において「事業」という。）は、障害者等の日中における活動の場を提供するサービス（協定事業者が行うものに限る。以下「日中一時支援サービス」という。）を利用する障害者等又はその保護者に対して、当該利用に係る費用の一部を支給することにより、障害者等の家族の就労支援及び一時的な休息の取得を図ることを目的とする。

(対象者)

第53条の2 事業の利用対象者は、呉市内に居住する障害者等であって、身体障害者手帳又は療育手帳を所持するもの若しくは難病患者等とする。ただし、介護保険法の規定により、日中一時支援サービスと同等のサービスが利用できる者（65歳以上の者に限る。）を除く。

(準用)

第54条 第37条から第40条までの規定は、この章に規定する事業について準用する。この場合において、第37条第2項中「移動支援サービス」とあるのは、「日中一時支援サービス」と、「呉市移動支援事業支給決定（変更）通知書」とあるのは「呉市日中一時支援事業支給決定（変更）通知書」と、第38条第1項中「移動支援サービス」とあるのは「日中一時支援サービス」と、同条第2項中「移動支援サービス」とあるのは、「日中一時支援サービス」と、「の100分の90に相当する」とあるのは「から別に定める利用者負担額を控除した」と、第39条第1項中「移動支援サービス」とあるのは「日中一時支援サービス」と読み替えるものとする。

第10章 社会参加支援事業

第1節 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

(目的)

第55条 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業は、障害者等の体力増強、交流、余暇活動等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室を開催し、

もって障害者等の社会参加を促進することを目的とする。

(委託)

第56条 呉市は、前条に規定する事業の一部を社会福祉法人、スポーツ団体等に委託して実施するものとする。

第2節 点字・声の広報等発行事業

(目的)

第57条 点字・声の広報等発行事業は、文字による情報の入手が困難な障害者等のために、点訳・音訳により地方公共団体の広報その他障害者等が地域生活をする上で必要度の高い情報を定期的に提供し、もって障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(委託)

第58条 呉市は、前条に規定する事業の運営を社協に委託して行うものとする。

第3節 奉仕員養成研修事業

(目的)

第59条 奉仕員養成研修事業（以下この節において「事業」という。）は、聴覚障害者及び視覚障害者（以下この節において「聴覚障害者等」という。）との交流活動の促進を図るため、要約筆記、点訳又は朗読に必要な技術を習得した奉仕員（以下「奉仕員」という。）を養成し、もって聴覚障害者等の社会参加を促進することを目的とする。

第60条 削除

第61条 削除

(講習内容)

第62条 社協は、養成対象者に対し、講習会の開催等の方法により、おおむね次の科目について講習を実施するものとする。

- (1) 身体障害者福祉の概要
- (2) 聴覚障害の知識及び要約筆記の歴史
- (3) 聴覚障害者等に接する場合の心構え
- (4) 要約筆記の方法及び実技
- (5) 要約筆記等関連機器の構造及び取扱い
- (6) 日本語の知識
- (7) 点字図書の知識
- (8) 点字表記の理論及び実技
- (9) 声の図書の知識
- (10) 朗読の技術及び実技

(準用)

第62条の2 第16条の3、第16条の4、第16条の6及び第16条の7の規定はこの節に規定する事業に準用する。この場合において、第16条の4中「聴覚障害者」とあるのは「聴覚障害者等」と、第16条の6及び第16条の7中「手話奉仕員」とあるのは「奉仕員」と読み替えるものとする。

第63条 削除

第64条 削除

2 社協は、前項の規定により登録をした奉仕員から奉仕活動ができなくなった旨の申出があったときは、当該登録を取り消すものとする。

第4節 自動車運転免許取得費給付事業

(目的)

第65条 自動車運転免許取得費給付事業は、身体障害者、知的障害者又は難病患者等に対し、自動車運転免許（以下「免許」という。）の取得に要する費用（以下「取得費」という。）の一部を給付することにより、当該障害者等の生活圏の拡大と職業的自立を図り、その社会参加を図ることを目的とする。

(対象者)

第66条 取得費の給付（以下この節において「給付」という。）を受けることができる者は、呉市内に居住し、道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定による運転免許証（以下「運転免許証」という。）の交付を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、その手帳に記載されている障害の級別が1級から4級までのいずれかであるもの
- (2) 療育手帳の交付を受けている者
- (3) 難病患者等

(免許の種類)

第67条 約定の対象となる免許の種類は、第1種普通免許とする。

(給付の額)

第68条 約定の額は、現に免許の取得に要した費用（入所料、教材費、教習料、検定料その他必要な経費をいう。）の3分の2を上限とする。ただし、一人当たり10万円を限度とする。

(給付の申請及び決定)

第69条 約定を受けようとする者は、免許の取得後6か月以内に呉市障害者自動車運転免許取得費給付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 取得した運転免許証の写し
- (2) 免許の取得に直接要した費用の額が明らかとなる領収証書
- (3) 難病患者等にあっては、医師の診断書又は意見書

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかに給付の可否を決定し、呉市障害者自動車運転免許取得費給付決定（申請却下）通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(取得費の請求)

第70条 約定の決定を受けた者（以下この節において「給付決定者」という。）は、前条第2項に規定する通知書に記載する請求期限までに当該請求書を市長に提出しなければならない。

(取得費の返還)

第71条 市長は、給付決定者が偽りその他不正な手段により給付を受けたときは、

これを返還させるものとする。

第5節 自動車改造費給付事業

(目的)

第72条 自動車改造費給付事業は、身体障害者又は難病患者等が所有する自動車を自らの運転に適合するように改造するに当たり、当該改造に要する費用（以下「改造費」という。）の一部を給付することにより、身体障害者の社会参加を支援することを目的とする。

(定義)

第73条 この章において「自動車」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車（人の運送の用に供する乗車定員10人以下のものに限る。）、小型自動車及び軽自動車（2輪自動車を除く。）
- (2) 前号に掲げる自動車に準じる自動車で市長が特に認めたもの

(対象者)

第74条 改造費の給付（以下この節において「給付」という。）を受けることができる者は、呉市内に居住し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者でその手帳に記載されている上肢、下肢又は体幹機能に係る障害の級別が1級から4級までのいずれかであるもの又は難病患者等で医師の診断書等により当該給付が必要であると認められるもの
- (2) 過去2年間において給付を受けていない者
- (3) 本人、配偶者及び生計を一にする扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）に係る給付の申請を行う月の属する年の前年（当該月が1月から6月までの間である場合は前々年）の所得金額（各種所得控除後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者
- (4) 就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する必要がある者

(改造の範囲)

第75条 給付の対象となる改造は、当該給付対象者が自ら所有し運転する自動車に対して行うもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 道路交通法第91条の規定による免許の条件に基づく改造
- (2) 前号以外の改造で市長が特に必要と認めるもの

(給付の額)

第76条 給付の額は、前条に規定する改造に要した費用の額とする。ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円とする。

(給付の申請及び決定)

第77条 給付を受けようとする者は、あらかじめ呉市身体障害者自動車改造費給付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該申請者、配偶者及び生計を一にする扶養義務者の前年分の所得税に係る課税状況を証する書類（ただし、当該課税状況を公簿等により確認できる場合において、当該申請者等から当該確認の申出があるときは、これを省略するこ

とができる。)

(2) 当該改造を行う業者の見積書（自動車の改造箇所及び改造経費を明らかにしたものに限る。）

(3) 運転免許証の免許の条件に記載されていない改造を要する場合は、当該改造を要する理由等の申立書

(4) 難病患者等にあっては、医師の診断書又は意見書

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかに給付の可否を決定し、呉市身体障害者自動車改造費給付決定通知書（以下「決定通知書」という。）又は呉市身体障害者自動車改造費給付申請却下通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

（改造費の請求）

第78条 給付の決定を受けた者（以下この節において「給付決定者」という。）

は、決定通知書に定める給付の条件に基づく自動車の改造が完了したときは、決定通知書に記載する請求期限までに、当該請求書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 当該改造に要した費用の額が明らかとなる領収証書

(2) 自動車検査証の写し

（改造費の返還）

第79条 市長は、給付決定者が偽りその他不正な手段により給付を受けたときは、これを返還させるものとする。

第6節 芸術文化活動振興事業

（目的）

第79条の2 芸術文化活動振興事業（以下この節において「事業」という。）は、障害者のための芸術・文化講座を開催するとともに、その講座における作品や活動についての発表の場を設ける等、障害者の創作意欲を助長するために必要な支援を行い、もって障害者の芸術・文化活動を振興することを目的とする。

（委託）

第79条の3 呉市は、事業の運営を社協に委託して行うものとする。

（対象者）

第79条の4 事業の利用対象者は、呉市内に居住する在宅の身体障害者とする。ただし、社協が利用可能と判断したときは、身体障害者以外の障害者であっても、事業を利用できるものとする。

（費用の負担）

第79条の5 事業の利用者（被保護者を除く。）は、事業の実施に要する経費として、次に掲げる額を負担しなければならない。

(1) 講座受講1回につき 100円

(2) 送迎利用（片道）1回につき 100円

2 社協は、事業の実施に要する経費のうち材料費等、前項とは別に利用者に負担させることが適当な経費については、別途利用者から徴収することができるものとする。

3 利用者は、前2項に規定する費用を直接社協に支払うものとする。

第79条の6 削除

第11章 手話通訳者・要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員を養成する事業

(目的)

第80条 手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、聴覚、言語、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようすることを目的とする。

(共催)

第81条 吾市は、手話通訳者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成については広島県、広島市及び福山市と、要約筆記者の養成については広島県及び福山市と共に実施するものとする。

(事業内容)

第81条の2 広島県が広島県障害者社会参加推進事業実施運営要綱の手話通訳者養成事業、要約筆記者養成事業及び盲ろう者向け通訳・介助員養成事業により次の各号の事業を実施し、吾市は別に定める方法により算出された額の負担金を広島県に支払う。

- (1) 手話通訳者・要約筆記者養成事業 身体障害者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成する。
- (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成する。

第12章 盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する事業

(目的)

第82条 特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようすることを目的とする。

(共催)

第82条の2 吾市は、当該事業を広島県、広島市及び福山市と共に実施するものとする。

(事業内容)

第82条の3 吾市の派遣対象者に対して、広島県が広島県障害者社会参加推進事業実施運営要綱の盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業により、盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、吾市は当該派遣に要した経費を広島県に支払う。

第13章 雜則

(高額地域生活支援給付費)

第83条 市長は、障害者等又はその保護者が受けた次に掲げるサービスに要した費用の額から当該サービスの利用につき支給を受けた地域生活支援給付費の額を控除して得た額が著しく高額であるときは、当該障害者等又はその保護者に対し、高額地域生活支援給付費を支給する。

- (1) 移動支援サービス
- (2) 地域活動支援サービス
- (3) 訪問入浴サービス
- (4) 日中一時支援サービス

2 前項に定めるもののほか、高額地域生活支援給付費の支給要件、支給額その他高額地域生活支援給付費の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(決定の取消し及び費用の返還)

第83条の2 第5章、第6章、第7章及び第9章の規定に基づく事業の利用の決定及び地域生活支援給付費の支給の決定を受けた者が、当該決定の対象者に該当しなくなったとき又は不正の手段により当該決定を受けたと認められるときは、市長は、当該決定を取り消すものとし、当該支給に要した額の範囲内において費用の返還を求めることができる。

(帳票の様式)

第84条 この要綱の実施に関し必要な帳票の様式は、別に定める。

(委任)

第85条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。ただし、別表の改正規定は、平成19年7月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。ただし、ストマ用装具に係る用具費の額に対する第22条第4項の適用（被保護者に対するものを除く。）については、平成22年7月1日以後の最初の支給決定から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年1月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

発令 : 平成18年1月25日号外政令第10号

最終改正 : 平成28年3月4日政令第56号

改正内容 : 平成27年12月16日号外政令第426号[平成28年4月1日]

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

[平成十八年一月二十五日号外政令第十号]

[総理・総務・財務・文部科学・厚生労働・国土交通・環境大臣署名]

障害者自立支援法施行令をここに公布する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

内閣は、障害者自立支援法〔現行=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律=平成二四年六月法律五一号により題名改正〕（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項〔現行=二二項=平成二二年一二月法律七一号・二四年六月五一号により改正〕、第七条、第八条第一項、第十六条第一項及び第十八条（これらの規定を同法第二十六条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項（同法第二十四条第五項において準用する場合を含む。）、第二十四条第三項及び第五項、第二十五条第一項第四号、第二十七条、第二十九条第四項〔平成二二年一二月法律七一号により削除〕、第三十条第一項第三号、第三十三条〔平成二二年一二月法律七一号により削除〕第一項及び第二項、第三十六条第三項第五号（同法第三十七条第二項、第四十一条第四項及び第五十九条第三項において準用する場合を含む。）及び第六号（同法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）、第三十七条第二項、第四十一条第四項、第五十条第一項第九号（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項、第五十三条第二項、第五十四条第一項、第五十六条第三項、第五十七条第一項第四号、第五十八条第三項第一号、第五十九条第一項及び第三項、第六十条第二項、第六十八条第二項、第七十三条第三項、第七十五条、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十八条第二項、第一百三条第二項、第一百四条、第一百六条並びに附則第五条第二項、第九条、第二十九条第一項、第三十七条第一項、第五十五条第一項及び第一百二十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条・第一条の二）

第二章 自立支援給付

第一節 通則（第二条・第三条）

第二節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給

第一款 市町村審査会（第四条—第九条）

第二款 支給決定等（第十条—第十六条）

第三款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給（第十七条—第十九条）

第四款 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給（第二十条—第二十一条の三）

第五款 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等（第二十二条—第二十六条の二）

第三節 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給

第一款 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給（第二十六条の三—第二十六条の八）

第二款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（第二十六条の九—第二十六条の十七）

第四節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給（第二十七条—第四十三条）

第五節 補装具費の支給（第四十三条の二・第四十三条の三）

第六節 高額障害福祉サービス等給付費の支給（第四十三条の四—第四十三条の六）

第三章 障害者支援施設（第四十三条の七）

第四章 費用（第四十四条—第四十五条の三）

第五章 審査請求（第四十六条—第五十条）

第六章 雜則（第五十一条・第五十二条）

附則

第一章 総則

（法第四条第一項の政令で定める特殊の疾病）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四条第一項の政令で定める特殊の疾病は、治療方法が確立しておらず、その診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっており、かつ、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものであって、当該疾病的患者の置かれている状況からみて当該疾病的患者が日常生活又は社会生活を営むための支援を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めるものとする。

（自立支援医療の種類）

第一条の二 法第五条第二十二項の政令で定める医療は、次に掲げるものとする。

一 障害児のうち厚生労働省令で定める身体障害のある者の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療（以下「育成医療」という。）

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者のうち厚生労働省令で定める身体障害のある者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対し行われるその更生のために必要な医療（第四十一条において「更生医療」という。）

三 精神障害の適正な医療の普及を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五条に規定する精神障害者（附則第三条において「精神障害者」という。）のうち厚生労働省令で定める精神障害のある者に対し、当該精神障害者が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療（以下「精神通院医療」という。）

第二章 自立支援給付

第一節 通則

（法第七条の政令で定める給付等）

第二条 法第七条の政令で定める給付又は事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、同表の上欄に掲げる給付又は事業につき、それぞれ、同表の下欄に掲げ

る限度とする。

健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費及び高額療養費	受けることができる給付
船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費	
労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。他の法律において例による場合を含む。）の規定による療養補償	
労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付及び療養給付	
船員法（昭和二十二年法律第百号）の規定による療養補償	
災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定による扶助金（災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）の規定による療養扶助金に限る。）	
消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の規定による療養補償に限る。）	
消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）	
水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）	
国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。以下この表において同じ。）の規定による療養補償	
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の規定による療養給付	

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律 (昭和二十八年法律第三十三号) の規定による療養給付	
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)の規定による療養補償	
証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第百九号)の規定による療養給付	
国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費	
国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費	
災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。)	
地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費	
地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の規定による療養補償	
高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費	
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)の規定による医療の給付及び一般疾病医療費	
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による介	

護給付（高額医療合算介護サービス費の支給を除く。）、予防給付（高額医療合算介護予防サービス費の支給を除く。）及び市町村特別給付	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）	
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の規定による損害の補償（災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）	
労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付及び介護給付	受けることができる給付 (介護に要する費用を支出して介護を受けた部分に限る。)
消防組織法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。）	
消防法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。）	
水防法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。）	
国家公務員災害補償法の規定による介護補償	
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定による介護給付	
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の規定による介護給付	
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の規定による介護補償	
証人等の被害についての給付に関する法律の規定による介護給付	
災害対策基本法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に相当するものに限る。）	

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）第八条の規定による介護料	
地方公務員災害補償法の規定による介護補償	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に相当するものに限る。）	
介護保険法の規定による地域支援事業（第一号事業に限る。）	利用することができる事業

（法第八条第一項の政令で定める医療）

第三条 法第八条第一項の政令で定める医療は、精神通院医療とする。

第二節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給

第一款 市町村審査会

（市町村審査会の委員の定数の基準）

第四条 法第十六条第一項に規定する市町村審査会（以下「市町村審査会」という。）の委員の定数に係る同項に規定する政令で定める基準は、市町村審査会の障害支援区分の審査及び判定の件数その他の事情を勘案して、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）が必要と認める数の第八条第一項に規定する合議体を市町村審査会に設置することができる数であることとする。

（委員の任期）

第五条 委員の任期は、二年（委員の任期を二年を超える場合にあっては、当該条例で定める期間）とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

（会長）

第六条 市町村審査会に会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、市町村審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第七条 市町村審査会は、会長が招集する。

2 市町村審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることがない。

3 市町村審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（合議体）

第八条 市町村審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体（以下の条において「合議体」という。）で、審査判定業務（法第二十六条第二項に規定する審査判定業務をいう。）を取り扱う。

- 2 合議体に長を一人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。
- 3 合議体を構成する委員の定数は、五人を標準として市町村が定める数とする。
- 4 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることのできない。
- 5 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによる。
- 6 市町村審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって市町村審査会の議決とする。

（都道府県審査会に関する準用）

第九条 第四条から前条までの規定は、法第二十六条第二項に規定する都道府県審査会について準用する。この場合において、第四条中「各市町村（特別区を含む。以下同じ。）」とあるのは「各都道府県」と、第五条第一項及び前条第三項中「市町村」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

第二款 支給決定等

（障害支援区分の認定手続）

第十条 市町村は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助に係るものに限る。）又は特例訓練等給付費（共同生活援助に係るものに限る。）の支給決定（法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けようとする障害者から法第二十条第一項の申請があったときは、同条第二項の調査（同条第六項の規定により嘱託された場合にあっては、当該嘱託に係る調査を含む。）の結果その他厚生労働省令で定める事項を市町村審査会に通知し、当該障害者について、その該当する障害支援区分に關し審査及び判定を求めるものとする。

- 2 市町村審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る障害者について、障害支援区分に關する審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。
- 3 市町村は、前項の規定により通知された市町村審査会の審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定をしたときは、その結果を当該認定に係る障害者に通知しなければならない。

（支給決定の変更の決定に關する読み替え）

第十一条 法第二十四条第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第二項	前項の申請があったときは、次条第一項及び第二十二条第一項の規定により障害支援区分の	第二十四条第二項の支給決定の変更の決定（同条第四項の障害支援区分の変更の認定を含

	認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため	む。)のために必要があると認めるとときは
	当該申請	当該決定
第二十二条第八項	交付し	返還し

(障害支援区分の変更の認定に関する読み替え)

第十二条 法第二十四条第五項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条第一項	前条第一項の申請があった	第二十四条第二項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認める
	当該申請	当該決定

(準用)

第十三条 第十条の規定は、法第二十四条第四項の障害支援区分の変更の認定について準用する。この場合において、第十条第一項中「受けようとする障害者から法第二十条第一項の申請があった」とあるのは「受けた障害者につき、法第二十四条第二項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認める」と、「同条第二項の調査」とあるのは「同条第三項において準用する法第二十条第二項の調査」と、「同条第六項」とあるのは「法第二十四条第三項において準用する法第二十条第六項」と読み替えるものとする。

(支給決定を取り消す場合)

第十四条 法第二十五条第一項第四号の政令で定めるときは、支給決定障害者等（法第五条第二十一項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が法第二十条第一項又は第二十四条第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

(申請内容の変更の届出)

第十五条 支給決定障害者等は、支給決定の有効期間（法第二十三条に規定する支給決定の有効期間をいう。次条において同じ。）内において、当該支給決定障害者等の氏名その他の厚生労働省令で定める事項を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該支給決定障害者等に対し支給決定を行った市町村に当該事項を届け出なければならない。

(受給者証の再交付)

第十六条 市町村は、受給者証（法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。以下この条において同じ。）を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、受給者証を交付しなければならない。

第三款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円
- 二 支給決定障害者等（共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者（厚生労働大臣が定める者に限る。）を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二号ロ及びハにおいて同じ。）であって、次に掲げる者に該当するもの（第四号に掲げる者を除く。） 九千三百円
 - イ 指定障害者支援施設等（法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）

分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの

- ロ 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの
- 三 支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（前号及び次号に掲げる者を除く。） 四千六百円
- 四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）を除く。以下「特定支給決定障害者」という。）

にあっては、その配偶者に限る。)が指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号ニ、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)若しくは要保護者(同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零
(法第三十条第一項第三号の政令で定めるとき)

第十八条 法第三十条第一項第三号に規定する政令で定めるときは、支給決定障害者等が、法第二十条第一項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により法第三十条第一項第二号の基準該当障害福祉サービス(次条第二号において「基準該当障害福祉サービス」という。)を受けたときとする。

(法第三十条第三項の障害福祉サービスに係る負担上限月額)

第十九条 法第三十条第三項に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 指定障害福祉サービス等を受けた支給決定障害者等 次のイからニまでに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額
 - イ 第十七条第一号に掲げる支給決定障害者等 三万七千二百円
 - ロ 第十七条第二号に掲げる支給決定障害者等 九千三百円
 - ハ 第十七条第三号に掲げる支給決定障害者等 四千六百円
 - ニ 第十七条第四号に掲げる支給決定障害者等 零
- 二 基準該当障害福祉サービスを受けた支給決定障害者等 次のイからニまでに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額
 - イ ロからニまでに掲げる者以外の者 三万七千二百円
 - ロ 支給決定障害者等であつて、次に掲げる者に該当するもの(ニに掲げる者を除く。) 九千三百円
 - (1) 基準該当施設(法第三十条第一項第二号ロに規定する基準該当施設をいう。以下この号及び第四十二条の四第一項第二号において同じ。)に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について基準該当障害福祉サービスのあった月の属する年度(基準該当障害福祉サービスのあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの
 - (2) 基準該当施設に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者

- (法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について基準該当障害福祉サービスのあった月の属する年度(基準該当障害福祉サービスのあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの
- ハ 支給決定障害者等のうち、基準該当施設に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について基準該当障害福祉サービスのあった月の属する年度(基準該当障害福祉サービスのあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの(ロ及びニに掲げる者を除く。)四千六百円
- ニ 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者にあっては、その配偶者に限る。)が基準該当障害福祉サービスのあった月の属する年度(基準該当障害福祉サービスのあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が基準該当障害福祉サービスのあった月において被保護者若しくは要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等零
- 第四款 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給
(特定障害者特別給付費の対象となる障害福祉サービス)
- 第二十条** 法第三十四条第一項に規定する政令で定める障害福祉サービスは、施設入所支援、共同生活援助その他これらに類するものとして厚生労働省令で定めるものとする。
(特定障害者特別給付費の支給)
- 第二十一条** 特定障害者特別給付費は、次の各号に掲げる特定障害者(法第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 指定障害者支援施設等から特定入所等サービス(法第三十四条第一項に規定する「特定入所等サービス」をいう。次号において同じ。)を受けた特定障害者 指定障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(以下この条において「食費等の基準費用額」という。)から平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに特定障害者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定する額(以下この条において「食費等の負担限度額」という。)を控除して得た額(その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額)
 - 二 指定障害福祉サービス事業者(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事

業者をいう。以下同じ。) から特定入所等サービスを受けた特定障害者 共同生活援助を行う住居における居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(次項において「居住費の基準費用額」という。)に相当する額(その額が現に居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住に要した費用の額)

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により食費等の基準費用額若しくは食費等の負担限度額を算定する方法又は居住費の基準費用額を定めた後に、指定障害者支援施設等における食事の提供若しくは居住に要する費用又は共同生活援助を行う住居における居住に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにこれらを改定しなければならない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、特定障害者が指定障害者支援施設等に対し、食事の提供及び居住に要する費用として、食費等の基準費用額(法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により特定障害者特別給付費の支給があったものとみなされた特定障害者にあっては、食費等の負担限度額)を超える金額を支払った場合には、特定障害者特別給付費を支給しない。

(特定障害者特別給付費の支給に関する読み替え)

第二十一条の二 法第三十四条第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十九条第二項	指定障害福祉サービス等を受けようとする支給決定障害者等	特定入所等サービス(第三十四条第一項に規定する特定入所等サービスをいう。以下この条において同じ。)を受けようとする特定障害者(同項に規定する特定障害者をいう。以下この条において同じ。)
	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又はのぞみの園(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。)	指定障害者支援施設等(同項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下この条において同じ。)又は指定障害福祉サービス事業者
	当該指定障害福祉サービス等	当該特定入所等サービス

第二十九条第四項	支給決定障害者等	特定障害者
	指定障害福祉サービス事業者等	指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者
	指定障害福祉サービス等を	特定入所等サービスを
	当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)	特定入所等費用(第三十四条第一項に規定する特定入所等費用をいう。)
第二十九条第五項	前項	第三十四条第二項において準用する前項
	支給決定障害者等	特定障害者
第二十九条第六項	指定障害福祉サービス事業者等	指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者
	第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準及び第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準(指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。)又は第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準(施設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項及び第三項の定め
第二十九条第七項	前項	第三十四条第二項において準用する前項

(特例特定障害者特別給付費の支給)

第二十一条の三 第二十一条の規定は、特例特定障害者特別給付費について準用する。この場合において、同条第三項中「に対し」とあるのは「又は基準該当施設(法第三十条第一項第二号ロに規定する基準該当施設をいう。)に対し」と、「食費等の基準費用額(法第三十四

条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により特定障害者特別給付費の支給があったものとみなされた特定障害者にあっては、食費等の負担限度額）」とあるのは「食費等の基準費用額」と読み替えるものとする。

第五款 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等

（法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律）

第二十二条 指定障害福祉サービス事業者（療養介護を提供するものを除く。）又は指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）に係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）
 - 二 身体障害者福祉法
 - 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
 - 四 生活保護法
 - 五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
 - 六 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）
 - 七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
 - 八 介護保険法
 - 九 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）
 - 十 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）
 - 十一 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）
 - 十二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）
 - 十三 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
 - 十四 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）
 - 十五 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）
 - 十六 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）
- 2 指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護を提供するものに係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。
- 一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
 - 二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）
 - 三 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）
 - 四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
 - 五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
 - 六 薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）
 - 七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）

- 八 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）
- 九 前項各号に掲げる法律
 （法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定）
- 第二十二条の二 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設に係る法第三十六条第三項第五号の二（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める労働に関する法律の規定は、次のとおりとする。
- 一 労働基準法第百十七条、第百十八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十二条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
 - 二 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定
 - 三 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定
 （指定障害福祉サービス事業者に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人）
- 第二十三条 法第三十六条第三項第六号（法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める使用人は、サービス事業所（法第三十六条第一項に規定するサービス事業所をいう。）を管理する者とする。
 （指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請に関する読み替え）
- 第二十四条 法第三十七条第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第三項	第一項の申請	第三十七条第一項の指定障害福祉サービス事業者（特定障害福祉サービスに係るものに限る。）に係る第二十九条第一項の指定の変更の申請
第三十六条第三項第十一号	指定の申請	指定の変更の申請

（指定障害者支援施設の指定の申請に関する読み替え）
 第二十四条の二 法第三十八条第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第三項	第一項の申請	第三十八条第一項の指定障害者支援施設に係る第二十九条第一項の指定の申請
	次の各号(療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。)	第一号から第六号まで又は第八号から第十三号まで
第三十六条第三項第二号	サービス事業所	障害者支援施設
	第四十三条第一項	第四十四条第一項
第三十六条第三項第三号	第四十三条第二項	第四十四条第二項
	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準
	障害福祉サービス事業	障害者支援施設
第三十六条第三項第六号	サービス事業所	障害者支援施設
	指定障害福祉サービス事業者の	指定障害者支援施設の
	当該指定障害福祉サービス事業者	当該指定障害者支援施設の設置者
第三十六条第三項第八号及び第九号	第四十六条第二項	第四十七条の規定による指定の辞退
	当該事業の廃止	当該指定の辞退又は事業の廃止
	当該届出	当該辞退又は届出
第三十六条第三項第十号	第四十六条第二項	第四十七条の規定による指定の辞退
	当該届出に係る	当該辞退若しくは届出に係る
	当該事業の廃止	当該指定の辞退又は事業の廃止
	当該届出の	当該辞退又は届出の

(指定障害者支援施設に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人)
 第二十四条の三 法第三十八条第三項(法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人は、障害者支援施設を管理する者とする。
 (指定障害者支援施設の指定の変更の申請に関する読み替え)
 第二十四条の四 法第三十九条第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十八条第二項	前項	第三十九条第一項の指定障害者支援施設に係る第二十九条第一項の指定の変更
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項	第一項の申請	第三十九条第一項の指定障害者支援施設に係る第二十九条第一項の指定の変更の申請
	次の各号(療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。)	第一号から第六号まで又は第八号から第十三号まで
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第二号	サービス事業所	障害者支援施設
	第四十三条第一項	第四十四条第一項
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第三号	第四十三条第二項	第四十四条第二項
	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準
	障害福祉サービス事業	障害者支援施設
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第六号	サービス事業所	障害者支援施設
	指定障害福祉サービス事業者の	指定障害者支援施設の
	当該指定障害福祉サービス事業者	当該指定障害者支援施設の設置者
第三十八条第三項にお	第四十六条第二項	第四十七条の規定に

いて準用する第三十六条第三項第八号及び第九号		による指定の辞退
	当該事業の廃止	当該指定の辞退又は事業の廃止
	当該届出	当該辞退又は届出
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第十号	第四十六条第二項	第四十七条の規定による指定の辞退
	当該届出に係る	当該辞退若しくは届出に係る
	当該事業の廃止	当該指定の辞退又は事業の廃止
	当該届出の	当該辞退又は届出の
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第十一号	指定の申請	指定の変更の申請

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の更新に関する読み替え)

第二十五条 指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に関する法第四十一条第四項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第一項	障害福祉サービス事業を行う者	指定障害福祉サービス事業者
第三十六条第三項第十号	指定の申請	指定の更新の申請

2 指定障害者支援施設の指定の更新に関する法第四十一条第四項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十八条第一項	、障害者支援施設	、指定障害者支援施設
	当該障害者支援施設	当該指定障害者支援施設
第三十八条第三項にお	第一項の申請	第四十一条第一項の

いて準用する第三十六条第三項		指定障害者支援施設に係る第二十九条第一項の指定の更新の申請
	次の各号(療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。)	第一号から第六号まで又は第八号から第十三号まで
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第二号	サービス事業所	障害者支援施設
	第四十三条第一項	第四十四条第一項
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第三号	第四十三条第二項	第四十四条第二項
	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準
	障害福祉サービス事業	障害者支援施設
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第六号	サービス事業所	障害者支援施設
	指定障害福祉サービス事業者の	指定障害者支援施設の
	当該指定障害福祉サービス事業者	当該指定障害者支援施設の設置者
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第八号及び第九号	第四十六条第二項	第四十七条の規定による指定の辞退
	当該事業の廃止	当該指定の辞退又は事業の廃止
	当該届出	当該辞退又は届出
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第十号	第四十六条第二項	第四十七条の規定による指定の辞退
	当該届出に係る	当該辞退若しくは届出に係る
	当該事業の廃止	当該指定の辞退又は事業の廃止
	当該届出の	当該辞退又は届出の
第三十八条第三項にお	指定の申請	指定の更新の申請

いて準用する第三十六条第三項第十一号		
--------------------	--	--

(指定障害者支援施設等の報告等に関する読み替え)

第二十五条の二 法第四十八条第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十八条第一項	指定障害福祉サービス事業者であった者等	指定障害者支援施設等の設置者であった者等
	指定障害福祉サービスの事業	指定障害者支援施設等の運営
第四十八条第二項	前項	次項において準用する前項

(法第五十条第一項第九号の政令で定める法律)

第二十六条 指定障害福祉サービス事業者（療養介護を提供するものを除く。）又は指定障害者支援施設に係る法第五十条第一項第九号（同条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
 - 二 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）
 - 三 国家戦略特別区域法（第十二条の四第七項の規定に限る。）
 - 四 国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用する児童福祉法
 - 五 第二十二条第一項各号（第十五号を除く。）に掲げる法律
- 2 指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護を提供するものに係る法第五十条第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法
- 二 第二十二条第一項各号（第十五号を除く。）及び第二項各号（第九号を除く。）に掲げる法律
- 三 前項各号（第五号を除く。）に掲げる法律

(指定障害者支援施設の指定の取消し等に関する読み替え)

第二十六条の二 法第五十条第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十条第一項第一号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設の設置者
	第三十六条第三項第四号	第三十八条第三項に

	から第五号の二まで、第十二号又は第十三号	において準用する第三十六条第三項第四号から第五号の二まで、第十二号又は第十三号
第五十条第一項第二号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設の設置者
第五十条第一項第三号	サービス事業所	障害者支援施設
	第四十三条第一項	第四十四条第一項
第五十条第一項第四号	第四十三条第二項	第四十四条第二項
	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準
	指定障害福祉サービスの事業	指定障害者支援施設
第五十条第一項第五号	若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費	又は訓練等給付費
第五十条第一項第六号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設の設置者
	第四十八条第一項	第四十八条第三項において準用する同条第一項
第五十条第一項第七号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設の設置者
	サービス事業所	障害者支援施設
	第四十八条第一項	第四十八条第三項において準用する同条第一項
第五十条第一項第八号 から第十二号まで	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設の設置者
第五十条第二項	サービス事業所	障害者支援施設

第三節 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給

第一款 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給

(地域相談支援給付決定に関する読み替え)

第二十六条の三 法第五十一条の五第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第二項	障害者又は障害児の保護者	障害者
第十九条第四項及び第五項	障害者等	障害者

(地域相談支援給付決定の申請に関する読み替え)

第二十六条の四 法第五十一条の六第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第二項	前項	第五十一条の六第一項
	次条第一項及び第二十二条第一項の規定により障害支援区分の認定及び同項に規定する支給要否決定	第五十一条の七第一項に規定する給付要否決定
	障害者等又は障害児の保護者	障害者
第二十条第六項	障害者等又は障害児の保護者	障害者

(地域相談支援給付決定の変更の決定に関する読み替え)

第二十六条の五 法第五十一条の九第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第二項	障害者又は障害児の保護者	障害者
第十九条第四項及び第五項	障害者等	障害者

第二十条第二項	前項の申請があったときは、次条第一項及び第二十二条第一項の規定により障害支援区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため	第五十一条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更の決定のために必要があると認めるときは
	当該申請	当該決定
	障害者等又は障害児の保護者	障害者
第二十条第六項	障害者等又は障害児の保護者	障害者
第五十一条の七第四項	前条第一項の申請に係る障害者	地域相談支援給付決定障害者
第五十一条の七第五項	障害者	地域相談支援給付決定障害者
第五十一条の七第八項	交付し	返還し

(地域相談支援給付決定を取り消す場合)

第二十六条の六 法第五十一条の十第一項第四号の政令で定めるときは、地域相談支援給付決定障害者（法第五条第二十一項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。次条及び第二十六条の八において同じ。）が法第五十一条の六第一項又は第五十一条の九第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

(申請内容の変更の届出)

第二十六条の七 地域相談支援給付決定障害者は、地域相談支援給付決定の有効期間（法第五十一条の八に規定する地域相談支援給付決定の有効期間をいう。次条において同じ。）内において、当該地域相談支援給付決定障害者の氏名その他の厚生労働省令で定める事項を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援給付決定（法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定をいう。第四十五条の三において同じ。）を行った市町村に当該事項を届け出なければならない。

(地域相談支授受給者証の再交付)

第二十六条の八 市町村は、地域相談支授受給者証（法第五十一条の七第八項に規定する地域相談支授受給者証をいう。以下この条において同じ。）を破り、汚し、又は失った地域相談支援給付決定障害者から、地域相談支援給付決定の有効期間内において、地域相談支授受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、地域相談支授受給者証を交付しなければならない。

第二款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

(指定一般相談支援事業者の指定に関する読み替え)
 第二十六条の九 法第五十一条の十九第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第三項	第一項の申請	第五十一条の十九第一項の申請
	次の各号(療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。)	第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十一号又は第十二号
第三十六条第三項第二号	サービス事業所	一般相談支援事業所(第五十一条の十九第一項に規定する一般相談支援事業所をいう。以下この項において同じ。)
	第四十三条第一項の都道府県の条例	第五十一条の二十三第一項の厚生労働省令
第三十六条第三項第三号	第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	第五十一条の二十三第二項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準
	障害福祉サービス事業	一般相談支援事業
第三十六条第三項第六号	サービス事業所	一般相談支援事業所
	指定障害福祉サービス事業者の	指定一般相談支援事業者(第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。以下この項において同じ。)の
	当該指定障害福祉サービス事業者	当該指定一般相談支援事業者
第三十六条第三項第七号	指定障害福祉サービス事業者	指定一般相談支援事業者

第三十六条第三項第十 一号	障害福祉サービス	相談支援
第三十六条第三項第十 二号	第四号から第六号まで 又は第八号から前号ま で	第五号から第六号まで、 第八号、第九号又は前号 で

(法第五十一条の十九第二項等において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律)

第二十六条の十 法第五十一条の十九第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）及び第五十一条の二十第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十二条第一項各号に掲げる法律とする。

(法第五十一条の十九第二項等において準用する法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定)

第二十六条の十一 法第五十一条の十九第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）及び第五十一条の二十第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定は、第二十二条の二各号に掲げる法律の規定とする。

(指定一般相談支援事業者に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人)

第二十六条の十二 法第五十一条の十九第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人は、一般相談支援事業所（法第五十一条の十九第一項に規定する一般相談支援事業所をいう。第二十六条の十七第一項において同じ。）を管理する者とする。

(指定特定相談支援事業者の指定に関する読み替え)

第二十六条の十三 法第五十一条の二十第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第三項	都道府県知事は	市町村長は
	第一項の申請	第五十一条の二十第一 項の申請
	次の各号（療養介護に係 る指定の申請にあって は、第七号を除く。）	第一号から第三号まで、 第五号から第九号まで、 第十一号又は第十二号
第三十六条第三項第二 号	サービス事業所	特定相談支援事業所（第 五十一条の二十第一項 に規定する特定相談支

		援事業所をいう。以下この項において同じ。)
	第四十三条第一項の都道府県の条例	第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令
第三十六条第三項第三号	第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	第五十一条の二十四第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準
	障害福祉サービス事業	特定相談支援事業
第三十六条第三項第六号	サービス事業所	特定相談支援事業所
	指定障害福祉サービス事業者の	指定特定相談支援事業者(第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下この項において同じ。)の
	当該指定障害福祉サービス事業者	当該指定特定相談支援事業者
第三十六条第三項第七号	指定障害福祉サービス事業者	指定特定相談支援事業者
第三十六条第三項第九号	都道府県知事	都道府県知事又は市町村長
第三十六条第三項第十号	障害福祉サービス	相談支援
第三十六条第三項第十二号	第四号から第六号まで又は第八号から前号まで	第五号から第六号まで、第八号、第九号又は前号

(指定特定相談支援事業者に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人)

第二十六条の十四 法第五十一条の二十第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人は、特定相談支援事業所(法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。第二十六条の十七第二項において同じ。)を管理する者とする。

(指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新に関する読み替え)

第二十六条の十五 指定一般相談支援事業者(法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。次条において同じ。)の指定の更新に関する法第五十一条の二十一

第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第二項	前項	第五十一条の二十一第一項
第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項	第一項の申請	第五十一条の二十一第一項の指定の更新の申請
	次の各号(療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。)	第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十一号又は第十二号
第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第二号	サービス事業所	一般相談支援事業所(第五十一条の十九第一項に規定する一般相談支援事業所をいう。以下この項において同じ。)
	第四十三条第一項の都道府県の条例	第五十一条の二十三第一項の厚生労働省令
第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第三号	第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	第五十一条の二十三第二項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準
	障害福祉サービス事業	一般相談支援事業
第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第六号	サービス事業所	一般相談支援事業所
	指定障害福祉サービス事業者の	指定一般相談支援事業者(第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。以下この項において同じ。)の
	当該指定障害福祉サービス事業者	当該指定一般相談支援事業者
第五十一条の十九第二	指定障害福祉サービス	指定一般相談支援事業

項において準用する第三十六条第三項第七号	事業者	者
第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第十一号	指定の申請 障害福祉サービス	指定の更新の申請 相談支援
第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第十二号	第四号から第六号まで 又は第八号から前号まで	第五号から第六号まで、 第八号、第九号又は前号

2 指定特定相談支援事業者（法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。次条において同じ。）の指定の更新に関する法第五十一条の二十一第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第二項	前項	第五十一条の二十一第一項
第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項	都道府県知事は 第一項の申請 次の各号（療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。）	市町村長は 第五十一条の二十一第一項の指定の更新の申請 第一号から第三号まで、 第五号から第九号まで、 第十一号又は第十二号
第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第二号	サービス事業所 第四十三条第一項の都道府県の条例	特定相談支援事業所（第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。以下この項において同じ。） 第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令
第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第三号	第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営	第五十一条の二十四第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する

	に関する基準	る基準
	障害福祉サービス事業	特定相談支援事業
第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第六号	サービス事業所	特定相談支援事業所
	指定障害福祉サービス事業者	指定特定相談支援事業者(第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下この項において同じ。)の
	当該指定障害福祉サービス事業者	当該指定特定相談支援事業者
第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第七号	指定障害福祉サービス事業者	指定特定相談支援事業者
第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第九号	都道府県知事	都道府県知事又は市町村長
第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第十一号	指定の申請	指定の更新の申請
	障害福祉サービス	相談支援
第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第十二号	第四号から第六号まで 又は第八号から前号まで	第五号から第六号まで、 第八号、第九号又は前号

(法第五十一条の二十九第一項第九号及び第二項第九号の政令で定める法律)

第二十六条の十六 指定一般相談支援事業者に係る法第五十一条の二十九第一項第九号の政令で定める法律及び指定特定相談支援事業者に係る同条第二項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 第二十二条第一項各号（第十五号を除く。）に掲げる法律
- 二 第二十六条第一項各号（第五号を除く。）に掲げる法律

(法第五十一条の二十九第一項第十一号及び第二項第十一号の政令で定める使人)

第二十六条の十七 法第五十一条の二十九第一項第十一号の政令で定める使用人は、一般相談支援事業所を管理する者とする。

- 2 法第五十一条の二十九第二項第十一号の政令で定める使用人は、特定相談支援事業所を管理する者とする。

第四節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給

(支給認定に関する読み替え)

第二十七条 法第五十二条第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第二項	市町村	市町村等

(市町村を経由して行う支給認定の申請)

第二十八条 法第五十三条第一項の申請のうち精神通院医療に係るものについては、厚生労働省令で定めるところにより、市町村を経由して行うことができる。

(支給認定に係る政令で定める基準)

第二十九条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、支給認定（法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）に係る障害者等（法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）及び当該障害者等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの（以下「支給認定基準世帯員」という。）について指定自立支援医療（法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。）のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円未満であることとする。

2 支給認定に係る障害者が、支給認定基準世帯員（当該障害者の配偶者を除く。）の扶養親族（地方税法第二十三条第一項第八号に規定する扶養親族をいう。）及び被扶養者（健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者をいう。）に該当しないときは、前項及び第三十五条第二号から第四号までの規定の適用（同条第三号及び第四号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。）については、支給認定基準世帯員を、当該障害者の配偶者のみであるものとすることができます。

(医療受給者証の交付)

第三十条 精神通院医療に係る法第五十四条第三項の医療受給者証（同項に規定する医療受給者証をいう。以下同じ。）の交付は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村を経由して行うことができる。

(支給認定の変更の認定に関する読み替え)

第三十一条 法第五十六条第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第二項	市町村	市町村等

(申請内容の変更の届出)

第三十二条 支給認定障害者等（法第五十四条第三項に規定する支給認定障害者等をいう。以下同じ。）は、支給認定の有効期間（法第五十五条に規定する支給認定の有効期間をいう。次条において同じ。）内において、当該支給認定障害者等の氏名その他の厚生労働省令で定

める事項を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該支給認定障害者等に対し支給認定を行った市町村等（法第八条第一項に規定する市町村等をいう。以下同じ。）に当該事項を届け出なければならない。

- 2 精神通院医療に係る前項の届出は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村を経由して行うことができる。

（医療受給者証の再交付）

第三十三条 市町村等は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給認定障害者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療受給者証を交付しなければならない。

- 2 精神通院医療に係る前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村を経由して行うことができる。

（支給認定を取り消す場合）

第三十四条 法第五十七条第一項第四号の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。

- 一 支給認定を受けた障害児の保護者、障害者等の配偶者又は障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者が、正当な理由なしに法第九条第一項の規定による命令に応じないとき。
- 二 支給認定障害者等が法第五十三条第一項の規定又は第五十六条第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。

（指定自立支援医療に係る負担上限月額）

第三十五条 法第五十八条第三項第一号の当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額（附則第十三条において「負担上限月額」という。）は、法第五十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める医療の種類ごとに、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 その支給認定に係る障害者等が、当該支給認定に係る自立支援医療について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の市町村等による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者（以下「高額治療継続者」という。）である場合における当該支給認定障害者等（次号から第五号までに掲げる者を除く。） 一万円

- 二 その支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であって、当該支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が三万三千円未満である場合における当該支給認定障害者等（次号から第五号までに掲げる者を除く。） 五千円

- 三 市町村民税世帯非課税者（その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定障害者等をいう。次号において同じ。）又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあった月において要保護者である者で

あって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 五千円

四 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定自立支援医療のあった月の属する年の前年（指定自立支援医療のあった月が一月から六月までの場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）、当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）及び当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年に支給された国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあった月において要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等（次号に掲げる者を除く。） 二千五百円

五 その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあった月において、被保護者又は要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等 零
(病院又は診療所に準ずる医療機関)

第三十六条 法第五十九条第一項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者
- 二 介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）
(指定自立支援医療機関の指定に関する読み替え)

第三十七条 法第五十九条第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第三項各号列記以外の部分	第一項 次の各号（療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。）	第五十九条第一項 第四号から第六号まで 又は第八号から第十三号まで
第三十六条第三項第六号	第五十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項	第六十八条第一項

	サービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人	医療機関の管理者
	指定障害福祉サービス事業者の	指定自立支援医療機関（第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関をいう。以下この号において同じ。）の
	当該指定障害福祉サービス事業者	当該指定自立支援医療機関の開設者
第三十六条第三項第八号	第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項	第六十八条第一項
	第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十条の規定による指定の辞退の申出
	当該事業の廃止	当該指定の辞退
	当該届出	当該申出
第三十六条第三項第九号	第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十一条の二十七第一項若しくは第二項	第六十六条第一項
	第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項	第六十八条第一項
	第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十条の規定による指定の辞退の申出
	当該事業の廃止	当該指定の辞退
	当該届出	当該申出

第三十六条第三項第十号	第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十条の規定による指定の辞退の申出
	当該届出	当該申出
	当該事業の廃止	当該指定の辞退
第三十六条第三項第十一号	障害福祉サービス	自立支援医療

(法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律)

第三十八条 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、第二十二条第一項第一号から第四号まで、第八号、第十三号及び第十五号並びに第二項各号（第九号を除く。）に掲げる法律とする。

(法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定)

第三十八条の二 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定は、第二十二条の二各号に掲げる法律の規定とする。

(指定自立支援医療機関の指定の更新に関する読み替え)

第三十九条 法第六十条第二項の規定により健康保険法第六十八条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「保険医療機関（第六十五条第二項の病院及び診療所を除く。）又は保険薬局」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関」と、「前項」とあるのは「同法第六十条第一項」と、「同条第一項」とあるのは「同法第五十九条第一項」と読み替えるものとする。

(指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出)

第四十条 法第六十五条の規定により指定を辞退しようとする指定自立支援医療機関の開設者は、その旨を、当該指定自立支援医療機関の所在地の都道府県知事に申し出なければならない。

(指定自立支援医療機関の指定の取消し又は効力の停止に関する読み替え)

第四十一条 法第六十八条第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十条第一項第八号	第二十九条第一項	第五十四条第二項
第五十条第一項第九号	前各号	前号
第五十条第一項第十号	前各号	前二号
	障害福祉サービスに	自立支援医療に

第五十条第一項第十一号及び第十二号	障害福祉サービスに	自立支援医療に
第五十条第二項	市町村	更生医療に係る自立支援医療費を支給する市町村
	指定障害福祉サービスを	指定自立支援医療を
	サービス事業所	医療機関

(法第六十八条第二項において準用する法第五十条第一項第九号の政令で定める法律)

第四十二条 法第六十八条第二項において準用する法第五十条第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 第二十二条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第十三号並びに第二項各号（第九号を除く。）に掲げる法律
- 二 第二十六条第一項各号（第五号を除く。）及び第二項第一号に掲げる法律
(療養介護医療費の支給に関する読み替え)

第四十二条の二 法第七十条第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十八条第三項	(当該指定自立支援医療	(当該指定療養介護医療（指定障害福祉サービス事業者から受けた当該指定に係る療養介護医療をいう。以下この条において同じ。）
第五十八条第三項第一号	指定自立支援医療	指定療養介護医療
	支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態	支給決定障害者（第七十条第一項に規定する介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障害者をいう。以下この条において同じ。）の家計の負担能力
第五十八条第三項第二	指定自立支援医療	指定療養介護医療

号及び第三号	支給認定障害者等	支給決定障害者
第五十八条第四項	前項	第七十条第二項において準用する前項
	自立支援医療	療養介護医療
第五十八条第五項	支給認定に係る障害者等が指定自立支援医療機関から指定自立支援医療	支給決定障害者が指定障害福祉サービス事業者から指定療養介護医療
	市町村等	市町村
	支給認定障害者等	支給決定障害者
	当該指定自立支援医療機関	当該指定障害福祉サービス事業者
	当該指定自立支援医療に	当該指定療養介護医療に
第五十八条第六項	前項	第七十条第二項において準用する前項
	支給認定障害者等	支給決定障害者

(基準該当療養介護医療費の支給に関する読み替え)

第四十二条の三 法第七十一条第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十八条第三項	(当該指定自立支援医療	(当該基準該当療養介護医療 (第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。以下この条において同じ。)
第五十八条第三項第一号	指定自立支援医療	基準該当療養介護医療
	支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態	支給決定障害者 (第七十一条第一項に規定する特例介護給付費 (療養介護に係る

		ものに限る。) に係る支給決定を受けた障害者をいう。以下この条において同じ。) の家計の負担能力
第五十八条第三項第二号及び第三号	指定自立支援医療	基準該当療養介護医療
	支給認定障害者等	支給決定障害者
第五十八条第四項	前項	第七十一条第二項において準用する前項
	自立支援医療	基準該当療養介護医療

(指定療養介護医療等に係る負担上限月額)

第四十二条の四 法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第一号の当該支給決定障害者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項及び附則第十三条の二において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者（法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第一号に規定する支給決定障害者をいう。以下この条及び附則第十三条の二において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 四万二百円
- 二 市町村民税世帯非課税者（支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあっては、その配偶者に限る。）が指定療養介護医療等（指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）から受けた当該指定に係る療養介護医療又は基準該当事業所（法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所をいう。）若しくは基準該当施設から受けた法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。以下同じ。）のあった月の属する年度（指定療養介護医療等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者をいう。次号において同じ。）又は支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者が指定療養介護医療等のあった月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者（次号及び第四号に掲げる者を除く。） 二万四千六百円
- 三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定療養介護医療等のあった月の属する年の前年（指定療養介護医療等のあった月が一月から六月までの場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額、当該指定療養介護医療等のあつ

た月の属する年の前年の合計所得金額及び当該指定療養介護医療等のあった月の属する年の前年に支給された国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者が指定療養介護医療等のあった月において要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者（次号に掲げる者を除く。）一万五千円

四 支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者が、指定療養介護医療等のあった月において、被保護者又は要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者 零

2 次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額を上回る支給決定障害者（二十歳未満の者に限る。以下この項において同じ。）の指定療養介護医療等に係る負担上限月額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号中「四万二百円」とあるのは「零以上四万二百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

一 支給決定障害者が同一の月に受けた療養介護に係る法第二十九条第三項第一号に掲げる額又は法第三十条第三項第一号及び第二号に定める額を合計した額に百分の十を乗じて得た額（次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額を超える場合は当該額とする。）

イ 前項第一号に掲げる者 三万七千二百円

ロ 前項第二号に掲げる者 二万四千六百円

ハ 前項第三号に掲げる者 一万五千円

ニ 前項第四号に掲げる者 零

二 支給決定障害者が同一の月に受けた法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療等に係る健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の十に相当する額（前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合は当該額とする。）並びに支給決定障害者が同一の月に受けた指定療養介護医療等に係る健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額及び同法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額の合計額

三 食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額

（医療に関する審査機関）

第四十三条 法第七十三条第三項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び介護保険法第百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会とする。

第五節 補装具費の支給

(補装具費の支給に係る政令で定める者等)

第四十三条の二 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める者は、同項の申請に係る障害者等の属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。次項において同じ。）とする。

- 2 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める基準は、同項の申請に係る障害者等及びその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者について、補装具の購入又は修理のあった月の属する年度（補装具の購入又は修理のあった月が四月から六月までの間にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額が四十六万円であることとする。

(補装具費に係る負担上限月額)

第四十三条の三 法第七十六条第二項に規定する当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等（同条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。以下この条及び第四十三条の五第一項第二号において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる者以外の者 三万七千二百円
- 二 市町村民税世帯非課税者（補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者（補装具費支給対象障害者等（法第七十六条第一項の申請に係る障害者に限る。）にあっては、その配偶者に限る。）が補装具の購入又は修理のあった月の属する年度（補装具の購入又は修理のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該補装具費支給対象障害者等をいう。）又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入若しくは修理のあった月において被保護者若しくは要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等 零

第六節 高額障害福祉サービス等給付費の支給

(高額障害福祉サービス等給付費の対象となるサービス及び介護給付費等)

第四十三条の四 法第七十六条の二第一項に規定する障害福祉サービスのうち政令で定めるものは、法第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）とし、法第七十六条の二第一項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規定する居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）（次条第一項第三号において「居宅サービス等」と総称する。）とする。

- 2 法第七十六条の二第一項に規定する介護給付費等のうち政令で定めるものは、法第十九条第一項に規定する介護給付費等（以下「介護給付費等」という。）とし、法第七十六条の二第一項に規定する介護給付等のうち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着

型介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費及び高額介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費及び高額介護予防サービス費(次条第一項第三号において「介護サービス費等」と総称する。)とする。

(高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等)

第四十三条の五 高額障害福祉サービス等給付費は、次に掲げる額を合算した額(以下この条において「利用者負担世帯合算額」という。)が高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按(あん)分率(支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一号及び第三号に掲げる額並びに購入又は修理をした補装具に係る第二号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。)を乗じて得た額とする。

- 一 同一の世帯に属する支給決定障害者等(特定支給決定障害者にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である支給決定障害者等に限る。第三号において同じ。)が同一の月に受けた障害福祉サービスに係る法第二十九条第三項第一号に掲げる額及び法第三十条第三項各号に定める額の合計額から当該障害福祉サービスにつき支給された介護給付費等の合計額を控除して得た額
- 二 同一の世帯に属する補装具費支給対象障害者等(補装具費支給対象障害者等が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である補装具費支給対象障害者等に限る。)が同一の月に購入又は修理をした補装具に係る法第七十六条第二項に規定する基準額の合計額から当該購入又は修理をした補装具につき支給された同条第一項に規定する補装具費の合計額を控除して得た額
- 三 同一の世帯に属する支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等(高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費を除く。)の合計額に九十分の百(介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定が適用される場合にあっては八十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあっては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合)を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等の合計額を控除して得た額
- 四 同一の世帯に属する児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者(同項に規定する通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する通所給付決定保護者に限る。)が同一の月に受けた同条第一項に規定する障害児通所支援に係る同法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額及び同法第二十一条の五の四第三項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援につき支給された同法第二十一条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除して得た額
- 五 同一の世帯に属する児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者(同項に規定する入所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該

特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する入所給付決定保護者に限る。)が同一の月に受けた同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援に係る同条第二項第一号に掲げる額の合計額から当該指定入所支援につき支給された同条第一項に規定する障害児入所給付費の合計額を控除して得た額

- 2 支給決定障害者等が、次条第二号に掲げる者であるときは、前項第三号に掲げる額は零とする。
- 3 第十七条第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額、同項第四号に掲げる額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が通所給付決定保護者（児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。）である場合における当該通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）及び第一項第五号に掲げる額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が入所給付決定保護者（児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。）である場合における当該入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）を合算した額が負担上限月額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である場合にあっては、当該負担上限月額と特定保護者負担上限月額のいずれか高い額とする。以下この項及び第五項において同じ。）を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該支給決定障害者等に対して高額障害福祉サービス等給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。
 - 一 当該支給決定障害者等に係る第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である場合にあっては、その額に障害児保護者按（あん）分率（通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額を同号、同項第四号及び同項第五号に掲げる額を合算した額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。）
 - 二 調整後利用者負担世帯合算額から第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に支給決定障害者等按（あん）分率を乗じて得た額
- 4 前項の「特定保護者負担上限月額」とは、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該支給決定障害者等が次の各号のいずれにも該当するときは、いずれか高い額とする。
 - 一 通所給付決定保護者である支給決定障害者等 当該通所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条に規定する障害児通所支援負担上限月額に相当する額
 - 二 入所給付決定保護者である支給決定障害者等 当該入所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令第二十七条の二に規定する障害児入所支援負担上限月額に相当する額
- 5 第三項第二号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の

世帯に属する支給決定障害者等（特定支給決定障害者にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である支給決定障害者等に限る。）に係る第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額を控除して得た額をいう。

6 高額障害福祉サービス等給付費の支給に関する手続に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（高額障害福祉サービス等給付費算定基準額）

第四十三条の六 前条第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第十七条第一号から第三号までに掲げる者 三万七千二百円
- 二 第十七条第四号に掲げる者 零

第三章 障害者支援施設

第四十三条の七 市町村は、その設置した障害者支援施設を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

2 市町村長（特別区の区長を含む。）は、当該市町村において、その設置した障害者支援施設の名称若しくは所在地を変更し、又は当該施設の建物、設備若しくは事業内容に重大な変更を加えたときは、速やかに、都道府県知事に報告しなければならない。

第四章 費用

（障害福祉サービス費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担）

第四十四条 都道府県は、法第九十四条第一項の規定により、毎年度、障害福祉サービス費等負担対象額（同項第一号に規定する障害福祉サービス費等負担対象額をいう。以下この条において同じ。）の百分の二十五を負担する。

2 国は、法第九十五条第一項の規定により、毎年度、障害福祉サービス費等負担対象額の百分の五十を負担する。

3 障害福祉サービス費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

一 障害福祉サービス費等（法第九十二条第一号に規定する障害福祉サービス費等をいう。）の支給に要する費用 次のイ又はロに掲げる費用の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額

イ 介護給付費等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援及び常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働大臣が定める者が利用する障害福祉サービスに係るものに限る。）の支給に要する費用 当該介護給付費等について障害者等の障害支援区分、他の法律の規定により受けることができるサービスの量その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）のいずれか低い額

ロ 介護給付費等（イに掲げるものを除く。）、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に要する費用 当該介護給付費等、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

二 相談支援給付費等（法第九十二条第二号に規定する相談支援給付費等をいう。）の支給

に要する費用 当該相談支援給付費等の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

三 高額障害福祉サービス等給付費の支給に要する費用 当該高額障害福祉サービス等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

（自立支援医療費等に係る都道府県及び国の負担）

第四十五条 法第九十四条第一項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して負担する同項第二号の額は、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費（次項において「自立支援医療費等」という。）の支給に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

2 法第九十五条第一項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府県に対して負担する同項第二号又は第三号の額は、自立支援医療費等の支給に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

（地域生活支援事業に係る都道府県及び国の補助）

第四十五条の二 法第九十四条第二項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対して補助する同項の額は、市町村が行う地域生活支援事業に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

2 法第九十五条第二項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府県に対して補助する同項第二号の額は、市町村又は都道府県が行う地域生活支援事業に要する費用の額から、その年度におけるそれらの費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

（市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用に係る国の補助）

第四十五条の三 法第九十五条第二項の規定により、毎年度国が市町村に対して補助する同項第一号の額は、市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により市町村が審査判定業務を都道府県審査会に委託している場合にあっては、当該委託に係る費用を含む。）の額及び市町村が行う地域相談支援給付決定に係る事務の額の合計額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

第五章 審査請求

（不服審査会の委員の定数の基準）

第四十六条 法第九十八条第一項に規定する不服審査会（以下「不服審査会」という。）の委員の定数に係る同条第二項に規定する政令で定める基準は、不服審査会の介護給付費等又は地域相談支援給付費等（法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付費等をいう。）に係る処分に関する審査請求の事件の件数その他の事情を勘案して、各都道府県が必要と認める数の第四十八条第一項に規定する合議体を不服審査会に設置することができる数であることとする。

（会議）

第四十七条 不服審査会は、会長が招集する。

2 不服審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 不服審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(合議体)

第四十八条 不服審査会は、委員のうちから不服審査会が指名する者をもって構成する合議体(以下この条において「合議体」という。)で、審査請求の事件を取り扱う。

2 合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあっては、会長が長となり、その他のものにあっては、不服審査会の指名する委員が長となる。

3 合議体を構成する委員の定数は、五人を標準として都道府県が定める数とする。

4 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることがない。

5 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによる。

6 不服審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって不服審査会の議決とする。

(市町村等に対する通知)

第四十九条 法第百二条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十一条第二項に規定する審査請求録取書の写しを送付することにより行わなければならない。

(関係人に対する旅費等)

第五十条 都道府県が法第百三条第二項の規定により支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、地方自治法第二百七条の規定に基づく条例による実費弁償の例によるものとし、報酬については、条例の定めるところによる。

第六章 雜則

(大都市等の特例)

第五十一条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)において、法第百六条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十四条の三十二第一項から第三項までに定めるところによる。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)において、法第百六条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第百七十四条の四十九の十二に定めるところによる。

(厚生労働省令への委任)

第五十二条 この政令で定めるもののほか、この政令の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第二十条及び第二十一条の規定は、公布の日から施行する。

(不服審査会の委員の任期の経過措置)

第二条 平成十九年三月三十一日以前に任命された不服審査会の委員の任期は、法第九十九条第一項の規定にかかわらず、同日までとする。

(十八歳未満の精神障害者の障害福祉サービスの利用の特例)

第三条 当分の間、法附則第二条の規定の適用については、同条中「児童は、」とあるのは、「児童又は第二十二条第二項の規定による精神保健福祉センターの意見その他の事情を勘案して障害福祉サービス（障害者のみを対象とするものに限る。）を利用することが適当であると市町村が認めた精神障害者である児童は、」とする。

(法附則第五条第一項の規定により支給決定を受けたものとみなされた者に関する読み替え)

第四条 法附則第五条第二項の規定による読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十三条	支給決定は	附則第五条第一項の規定により支給決定を受けたものとみなされた者に係る支給決定は

(法附則第五条第一項の規定により支給決定を受けたものとみなされた者に関する経過措置)

第五条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）において現に法附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第六条の二第二項に規定する児童居宅介護（行動援護及び外出介護に該当するものを除く。）に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害児の保護者については、施行日に、居宅介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。

- 2 施行日において現に旧児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童居宅介護（行動援護に該当するものに限る。）に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害児の保護者については、施行日に、行動援護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
- 3 施行日において現に旧児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童居宅介護（外出介護に該当するものに限る。）に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害児の保護者については、施行日に、外出介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
- 4 施行日において現に旧児童福祉法第六条の二第三項に規定する児童デイサービスに係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害児の保護者については、施行日に、児童デイサービスに係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
- 5 施行日において現に旧児童福祉法第六条の二第四項に規定する児童短期入所に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害児の保護者については、施行日に、短期入所に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
- 6 施行日において現に法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）第四条の二第二項に規定する身体障害者居宅介護（外出介護に該当するものを除く。）に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、居宅介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。

- 7 施行日において現に旧身体障害者福祉法第四条の二第二項に規定する身体障害者居宅介護（外出介護に該当するものに限る。）に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、外出介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
- 8 施行日において現に旧身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービスに係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービス（以下「障害者デイサービス」という。）に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
- 9 施行日において現に旧身体障害者福祉法第四条の二第四項に規定する身体障害者短期入所に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、短期入所に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
- 10 施行日において現に法附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧知的障害者福祉法」という。）第四条第二項に規定する知的障害者居宅介護（行動援護及び外出介護に該当するものを除く。）に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、居宅介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
- 11 施行日において現に旧知的障害者福祉法第四条第二項に規定する知的障害者居宅介護（行動援護に該当するものに限る。）に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、行動援護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
- 12 施行日において現に旧知的障害者福祉法第四条第二項に規定する知的障害者居宅介護（外出介護に該当するものに限る。）に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、外出介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
- 13 施行日において現に旧知的障害者福祉法第四条第三項に規定する知的障害者デイサービスに係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、障害者デイサービスに係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
- 14 施行日において現に旧知的障害者福祉法第四条第四項に規定する知的障害者短期入所に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、短期入所に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。
- 15 施行日において現に旧知的障害者福祉法第四条第五項に規定する知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、共同生活援助に係る訓練等給付費の支給決定を受けたものとみなす。

（法附則第九条に規定する政令で定める日）

第六条 法附則第九条に規定する政令で定める日は、平成十九年九月三十日とする。

（特定旧法指定施設に関する経過措置）

第六条の二 法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設（以下この条において「特定旧法指定施設」という。）であって平成十八年十月一日前に法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「平成十八年十月改正前身体障害者福祉法」という。）第十七条の三十第一項各号のいずれか又は法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「平成十八年十月改正前知的障害者福祉法」という。）第十五条の三十第一項各号のいずれかに該当するに至ったものについては、同日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、法第五十条第三項において準用する同条第一項各号のいずれかに該当したものとみなして、同条の規定を適用する。

- 2 平成十八年十月一日前に特定旧法指定施設に対してなされた平成十八年十月改正前身体

障害者福祉法第十七条の二十八第一項又は平成十八年十月改正前知的障害者福祉法第十五条の二十八第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出の命令又は出頭の求め（当該報告若しくは提出の期限又は出頭の期日が同日以後に到来するものに限る。）は、同日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、法第四十八条第三項において準用する同条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出を命ずる处分又は出頭を求める处分とみなす。

3 特定旧法指定施設が、平成十八年十月一日前に行った次の各号に掲げる支援について、同日以後に当該各号に定める費用の請求を行った場合において、当該請求に関し不正があったときは、同日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、法第五十条第三項において準用する同条第一項第五号に該当したものとみなして、同条の規定を適用する。

- 一 平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第十七条の十第一項に規定する指定施設支援 同項に規定する施設訓練等支援費又は平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第十七条の十三の四第一項に規定する特定入所者食費等給付費
- 二 平成十八年十月改正前知的障害者福祉法第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援 同項に規定する施設訓練等支援費又は平成十八年十月改正前知的障害者福祉法第十五条の十四の四第一項に規定する特定入所者食費等給付費
(福祉ホームに関する経過措置)

第六条の三 平成十八年十月一日前に法附則第二十三条第二項の規定により福祉ホームとみなされた同項に規定する身体障害者福祉ホーム等（以下この条において「みなし福祉ホーム」という。）に対してなされた平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第三十九条第二項又は社会福祉法第七十条の規定による報告の命令（当該報告の期限が同日以後に到来するものに限る。）は、法第八十一条第一項の規定により報告を求める处分とみなす。

2 平成十八年十月一日前にみなし福祉ホームに対してなされた社会福祉法第七十一条の規定による事業の改善の命令（当該改善の期限が同日以後に到来するものに限る。）は、法第八十二条第二項の規定により施設の設備又は運営の改善を命ずる处分とみなす。
3 平成十八年十月一日前にみなし福祉ホームに対してなされた平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第四十一条第一項若しくは社会福祉法第七十二条第一項の規定による事業の停止の命令（当該停止の期間が同日において満了していないものに限る。）又は平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第四十一条第一項の規定による廃止の命令（当該廃止の期限が同日以後に到来するものに限る。）は、法第八十二条第二項の規定により事業の停止又は廃止を命ずる处分とみなす。

（相談支援事業に関する経過措置）

第六条の四 平成十八年十月一日前に法附則第二十三条第三項の規定により相談支援事業とみなされた同項に規定する障害児相談支援事業等（以下この条において「みなし相談支援事業」という。）に対してなされた法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（以下この条において「平成十八年十月改正前児童福祉法」という。）第三十四条の四、平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第三十九条第一項又は平成十八年十月改正前知的障害者福祉法第二十一条の二第一項の規定による報告の命令（当該報告の期限が同日以後に到来するものに限る。）は、法第八十一条第一項の規定により報告を求める处分とみなす。

2 平成十八年十月一日前にみなし相談支援事業に対してなされた平成十八年十月改正前児

童福祉法第三十四条の五、平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第四十条又は平成十八年十月改正前知的障害者福祉法第二十一条の三の規定による事業の制限又は停止の命令（当該制限又は停止の期間が同日において満了していないものに限る。）は、法第八十二条第一項の規定により事業の制限又は停止を命ずる处分とみなす。

（法附則第二十九条第一項の規定により新法措置とみなされる障害福祉サービス）

第七条 施行日において現に旧児童福祉法第二十一条の二十五第一項の規定による行政措置

（以下この条において「旧法措置」という。）を受けて旧児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童居宅介護（行動援護及び外出介護に該当するものを除く。）が提供されている障害児及び障害児の保護者（以下この条において「障害児等」という。）は、施行日に、法附則第二十五条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の二十五第一項の規定による行政措置（以下この条において「新法措置」という。）を受けて居宅介護が提供されている障害児等とみなす。

- 2 施行日において現に旧法措置を受けて旧児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童居宅介護（行動援護に該当するものに限る。）が提供されている障害児等は、施行日に、新法措置を受けて行動援護が提供されている障害児等とみなす。
- 3 施行日において現に旧法措置を受けて旧児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童居宅介護（外出介護に該当するものに限る。）が提供されている障害児等は、施行日に、新法措置を受けて外出介護が提供されている障害児等とみなす。
- 4 施行日において現に旧法措置を受けて旧児童福祉法第六条の二第三項に規定する児童デイサービスが提供されている障害児等は、施行日に、新法措置を受けて児童デイサービスが提供されている障害児等とみなす。
- 5 施行日において現に旧法措置を受けて旧児童福祉法第六条の二第四項に規定する児童短期入所が提供されている障害児等は、施行日に、新法措置を受けて短期入所が提供されている障害児等とみなす。

（法附則第三十二条の政令で定める日）

第七条の二 法附則第三十二条の政令で定める日は、平成十九年九月三十日とする。

（法附則第三十七条第一項の規定により新法措置とみなされる障害福祉サービス）

第八条 施行日において現に旧身体障害者福祉法第十八条第一項の規定による行政措置（以下この条において「旧法措置」という。）を受けて旧身体障害者福祉法第四条の二第二項に規定する身体障害者居宅介護（外出介護に該当するものを除く。）が提供されている身体障害者は、施行日に、法附則第三十四条の規定による改正後の身体障害者福祉法第十八条第一項の規定による行政措置（以下この条において「新法措置」という。）を受けて居宅介護が提供されている身体障害者とみなす。

- 2 施行日において現に旧法措置を受けて旧身体障害者福祉法第四条の二第二項に規定する身体障害者居宅介護（外出介護に該当するものに限る。）が提供されている身体障害者は、施行日に、新法措置を受けて外出介護が提供されている身体障害者とみなす。
- 3 施行日において現に旧法措置を受けて旧身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービスが提供されている身体障害者は、施行日に、新法措置を受けて障害者デイサービスが提供されている身体障害者とみなす。
- 4 施行日において現に旧法措置を受けて旧身体障害者福祉法第四条の二第四項に規定する身体障害者短期入所が提供されている身体障害者は、施行日に、新法措置を受けて短期入所

が提供されている身体障害者とみなす。

(法附則第四十八条の政令で定める精神障害者社会復帰施設)

第八条の二 法附則第四十八条の政令で定める精神障害者社会復帰施設は、法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第四項に規定する精神障害者福祉ホーム（厚生労働大臣が定めるものに限る。）及び同条第六項に規定する精神障害者地域生活支援センターとする。

(法附則第五十五条第一項の規定により新法措置とみなされる障害福祉サービス)

第九条 施行日において現に旧知的障害者福祉法第十五条の三十二第一項の規定による行政措置（以下この条において「旧法措置」という。）を受けて旧知的障害者福祉法第四条第二項に規定する知的障害者居宅介護（行動援護及び外出介護に該当するものを除く。）が提供されている知的障害者は、施行日に、法附則第五十一条の規定による改正後の知的障害者福祉法第十五条の三十二第一項の規定による行政措置（以下この条において「新法措置」という。）を受けて居宅介護が提供されている知的障害者とみなす。

- 2 施行日において現に旧法措置を受けて旧知的障害者福祉法第四条第二項に規定する知的障害者居宅介護（行動援護に該当するものに限る。）が提供されている知的障害者は、施行日に、新法措置を受けて行動援護が提供されている知的障害者とみなす。
- 3 施行日において現に旧法措置を受けて旧知的障害者福祉法第四条第二項に規定する知的障害者居宅介護（外出介護に該当するものに限る。）が提供されている知的障害者は、施行日に、新法措置を受けて外出介護が提供されている知的障害者とみなす。
- 4 施行日において現に旧法措置を受けて旧知的障害者福祉法第四条第三項に規定する知的障害者デイサービスが提供されている知的障害者は、施行日に、新法措置を受けて障害者デイサービスが提供されている知的障害者とみなす。
- 5 施行日において現に旧法措置を受けて旧知的障害者福祉法第四条第四項に規定する知的障害者短期入所が提供されている知的障害者は、施行日に、新法措置を受けて短期入所が提供されている知的障害者とみなす。
- 6 施行日において現に旧法措置を受けて旧知的障害者福祉法第四条第五項に規定する知的障害者地域生活援助が提供されている知的障害者は、施行日に、新法措置を受けて共同生活援助が提供されている知的障害者とみなす。

(市町村審査会の委員の任期の経過措置)

第十条 平成十九年三月三十一日以前に任命された市町村審査会の委員の任期は、第五条第一項の規定にかかわらず、同日までとする。

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額の経過措置)

第十一条 平成十八年十月一日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行日の前日までの間は、第十七条第一項中「第二十九条第四項」とあるのは、「第二十九条第四項（法附則第二十一条第三項及び第二十二条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」とする。

- 2 平成二十年七月一日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行日の前日までの間は、第十七条第一項第二号イ中「に入所する者（）とあるのは「又は旧法指定施設（法附則第二十条に規定する旧法指定施設をいう。以下この項において同じ。）に入所する者（指定障害者支援施設等又は旧法指定施設に通う者を除き、）と、同号ロ及び同項第三号中「に入所する者」とあるのは「又は旧法指定施設に入所する者（指定障害者支援施設等又は旧法指定施

設に通う者を除く。)」と、同項第四号中「に入所する者(」とあるのは「又は旧法指定施設に入所する者(指定障害者支援施設等又は旧法指定施設に通う者を除き、)とする。

(高額障害福祉サービス費の支給要件及び支給額等の経過措置)

第十二条の二 平成十八年十月一日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第二十条第一項第一号中「第二十九条第三項」とあるのは、「第二十九条第三項又は法附則第二十一条第二項若しくは第二十二条第四項」とする。

(特定入所サービスの経過措置)

第十二条の三 平成十八年十月一日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第二十一条の二中「施設入所支援」とあるのは、「施設入所支援又は法附則第二十条に規定する旧法施設支援」とする。

(支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例)

第十二条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、第二十九条に規定するもののほか、平成三十年三月三十一日までの間は、支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円以上であり、かつ、当該支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であることとする。

(指定自立支援医療に係る負担上限月額の経過的特例)

第十三条 指定自立支援医療(育成医療を除く。)に係る負担上限月額は、第三十五条第一項に規定するもののほか、平成三十年三月三十一日までの間は、前条で規定する基準の経過的特例に該当する支給認定障害者等については、二万円とする。

2 育成医療に係る負担上限月額は、第三十五条第一項に規定するもののほか、平成三十年三月三十一日までの間は、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条で規定する基準の経過的特例に該当する者 二万円

二 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円未満であって、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等(次号に掲げる者を除く。)一万円

三 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が三万三千円未満であって、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等 五千円

(指定療養介護医療等に係る負担上限月額の経過措置)

第十三条の二 平成十八年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間、第四十二条の四第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者(二十歳未満の者を除く。)の指定療養介護医療等に係る負担上限月額は、同条の規定にかかわらず、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して

厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

(児童福祉法施行令の一部改正)

第十四条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(身体障害者福祉法施行令の一部改正)

第十五条 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部改正)

第十六条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(知的障害者福祉法施行令の一部改正)

第十七条 知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第百三号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(地方自治法施行令の一部改正)

第十八条 地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(関税定率法施行令の一部改正)

第十九条 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正)

第二十条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(道路交通法施行令の一部改正)

第二十一条 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正)

第二十二条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 施行日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約（旧身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センターのうち、旧身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービス事業を行うものであって、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの（身体障害者

デイサービス事業を行う部分に限る。) に係るものに限る。) は、身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センターのうち、法に規定する障害者デイサービス(旧身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービスに限る。以下この項において同じ。)を行う事業を行うものであって、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの(障害者デイサービスを行う事業を行う部分に限る。)に係る退職手当共済契約とみなす。

- 2 施行日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約(法附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の三第一項の規定による届出がなされた精神障害者居宅生活支援事業に係るものに限る。)は、法第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業(法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。以下この条において同じ。)のうち居宅介護、行動援護、外出介護、短期入所又は共同生活援助を行う事業に係る退職手当共済契約とみなす。
- 3 施行日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約(旧児童福祉法第三十四条の三第一項の規定による届出がなされた児童居宅生活支援事業のうち児童短期入所事業、旧身体障害者福祉法第二十六条第一項の規定による届出がなされた身体障害者居宅生活支援事業のうち身体障害者短期入所事業又は旧知的障害者福祉法第十八条の規定による届出がなされた知的障害者居宅生活支援事業のうち知的障害者短期入所事業に限る。)は、法第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち短期入所を行う事業に係る退職手当共済契約とみなす。
- 4 施行日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約(旧児童福祉法第三十四条の三第一項の規定による届出がなされた児童居宅生活支援事業のうち児童デイサービス事業に係るものに限る。)は、法第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち児童デイサービスを行う事業に係る退職手当共済契約とみなす。
- 5 施行日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約(旧身体障害者福祉法第二十六条第一項の規定による届出がなされた身体障害者居宅生活支援事業のうち身体障害者デイサービス事業又は旧知的障害者福祉法第十八条の規定による届出がなされた知的障害者居宅生活支援事業のうち知的障害者デイサービス事業に係るものに限る。)は、法第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち障害者デイサービス事業に係る退職手当共済契約とみなす。

(母子保健法施行令の一部改正)

第二十四条 母子保健法施行令(昭和四十年政令第三百八十五号)の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(水源地域対策特別措置法施行令の一部改正)

第二十五条 水源地域対策特別措置法施行令(昭和四十九年政令第二十七号)の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部改正)

第二十六条 公害健康被害の補償等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正)

第二十七条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 社会福祉士及び介護福祉士法第三条第三号の規定は、施行日以後にした行為により前条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条に規定する法律の規定に規定する罰金の刑に処せられた者について適用し、施行日前にした行為により前条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条に規定する法律の規定に規定する罰金の刑に処せられた者の当該刑に係る欠格事由についてはなお従前の例による。

(消費税法施行令の一部改正)

第二十九条 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令の一部改正)

第三十条 臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令（平成九年政令第三百十一号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(精神保健福祉士法施行令の一部改正)

第三十一条 精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(日本郵政公社法施行令の一部改正)

第三十二条 日本郵政公社法施行令（平成十四年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正)

第三十三条 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(国立大学法人法施行令の一部改正)

第三十四条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正)

第三十五条 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令の一部改正)

第三十六条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成十六年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正)

第三十七条 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

附 則〔平成一八年三月三一日政令第一五四号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一八年八月三〇日政令第二八六号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則〔平成一八年九月二六日政令第三一九号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則〔平成一九年四月一日政令第一五六号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一九年六月二七日政令第一九一号〕

この政令は、平成十九年七月一日から施行する。

附 則〔平成一九年八月三日政令第二三五号抄〕

沿革

平成一九年 九月二〇日政令第二九二号〔郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令による改正〕

平成二一年 六月二六日号外政令第一六七号〔障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令附則三条による改正〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成一九年九月二〇日政令第二九二号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二〇年三月三一日政令第一一六号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則〔平成二〇年六月二七日政令第二一二号〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の規定は、この政令の施行の日以後に行われる障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス、同条第十九項に規定する補装具の購入又は修理、同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等及び同法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療並びに障害者自立支援法施行令第十九条第一項に規定する居宅サービス等並びに児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援(以下この条において「障害福祉サービス等」という。)について適用し、この政令の施行の日前に行われた障害福祉サービス等については、なお従前の例による。

第三条 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の障害者自立支援法施行令第十七条第三項又は附則第十一条第三項の規定が適用されていた障害者自立支援法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等(同法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等若しくは同法附則第二十条に規定する旧法指定施設に入所する者(二十歳未満の者に限る。)又は同法第五条第五項に規定する療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)に関する当該支給決定障害者等(児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者である場合を含む。)と同一の世帯に属する者については、当該支給決定障害者等が満二十歳に達するまでの間は、なお従前の例による。

附 則〔平成二一年三月三一日政令第九一号〕

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成二一年六月二六日政令第一六七号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の規定は、この政令の施行の日以後に行われる障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等並びに障害者自立支援法施行令第十九条第一項に規定する居宅サービス等及び同令第四十二条の四第二項に規定する指定療養介護医療等並びに児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援及び同法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療(以下この条において「障害福祉サービス等」という。)について適用し、この政令の施行の日前に行われた障害福祉サービス等については、なお従前の例による。

附 則〔平成二一年七月二三日政令第一八七号〕

この政令は、公布の日から施行する。

〔平成二一年一二月二四日政令第二九六号抄〕

沿革

平成二五年 一月一八日号外政令第五号〔地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令八条による改正〕

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条の政令で定める給付等に関する経過措置)

第六十四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律

第百二十三号) 第七条の政令で定める給付は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二条に定めるものほか、次の表の上欄に掲げるものとし、同法第七条の政令で定める限度は、同表の上欄に掲げる給付につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる限度とする。

平成十九年改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費(船員法の規定による療養補償に相当するものに限る。)	受けることができる給付
平成十九年改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法に基づく介護料	受けることができる給付 (介護に要する費用を支出して介護を受けた部分に限る。)

附 則〔平成二一年一二月二四日政令第二九六号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二二年四月一日政令第一〇六号〕

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の規定は、この政令の施行の日以後に行われる障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス、同条第十九項に規定する補装具の購入又は修理及び同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等並びに障害者自立支援法施行令第十九条第一項に規定する居宅サービス等並びに児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援及び同法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療(以下この条において「障害福祉サービス等」という。)について適用し、同日前に行われた障害福祉サービス等については、なお従前の例による。

附 則〔平成二三年九月二二日政令第二九六号〕

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

〔平成二四年二月三日政令第二六号抄〕

(指定の更新に関する経過措置)

第三十七条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)第二条の規定による改正前の障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十一条第一項の指定の更新の申請であって、この政令の施行の際、指定の更新がなされていないものに

についての当該処分については、なお従前の例による。

附 則〔平成二四年二月三日政令第二六号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二四年九月二〇日政令第二四四号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、法〔障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律=平成二三年六月法律第七九号〕の施行の日〔平成二四年一〇月一日〕から施行する。

附 則〔平成二五年一月一八日政令第五号〕

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則〔平成二五年二月一五日政令第三五号〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の際障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(以下「法」という。)若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(以下「令」という。)の規定により都道府県知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に法若しくは令の規定により都道府県知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が処理し、又は管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市町村長のした処分その他の行為又は市町村長に対してなされた申請その他の行為とみなす。ただし、施行日前に法に基づき支給され、又は支給されるべきであった自立支援医療費の支給に関する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。

- 2 施行日前に法又は令の規定により都道府県知事に対し報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないもので、施行日以後法又は令の規定により市町村長に対して行うべきこととなるものは、施行日以後においては、市町村長に対して報告その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなす。

附 則〔平成二五年四月一二日政令第一一二二号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、法〔新型インフルエンザ等対策特別措置法=平成二四年五月法律第三一号〕の施行の日(平成二十五年四月十三日)から施行する。

附 則〔平成二五年一一月二七日政令第三一九号抄〕

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則〔平成二六年三月三一日政令第一二七号抄〕

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令及び第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の規定は、この政令の施行の

日以後に行われる児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援、同法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援及び同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第二十三項に規定する補装具の購入又は修理並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の四第一項に規定する居宅サービス等（以下この項において「指定通所支援等」という。）について適用し、同日前に行われた指定通所支援等については、なお従前の例による。

附 則〔平成二六年四月一八日政令第一六四号〕

この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則〔平成二六年七月三〇日政令第二六九号抄〕

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法〔薬事法等の一部を改正する法律=平成二五年一一月法律第八四号〕の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則〔平成二六年八月八日政令第二七八号抄〕

（施行期日）

第一条 この政令は、法〔再生医療等の安全性の確保等に関する法律=平成二五年一一月法律第八五号〕の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則〔平成二六年九月三日政令第三〇〇号抄〕

沿革

平成二六年一一月一二日号外政令第三五八号〔難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則一三条による改正〕

（施行期日）

第一条 この政令は、子ども・子育て支援法〔平成二四年八月法律第六五号〕の施行の日〔平成二七年四月一日〕から施行する。〔後略〕

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条 第十条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十二条第一項第十号から第十二号まで若しくは第二項第九号（同条第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。）、第二十六条第一項第三号（同令第二十二条第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。）若しくは第二項第二号（同令第二十二条第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。）、第二十六条の十（同令第二十二条第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。）又は第二十六条の十六第一号（同令第二十二条第一項第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にした行為によりこれらの規定に規定する法律の規定により罰金の刑に処せられた者又は施行日以後にこれらの規定に規定する法律若しくはこれらの規定に規定する法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為を行った者について適用する。

附 則〔平成二六年一一月一二日政令第三五七号抄〕

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二六年一一月一二日政令第三五八号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第十三条の規定は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二六年一二月一九日政令第四〇八号〕

この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則〔平成二七年三月二七日政令第一一九号〕

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則〔平成二七年三月三一日政令第一三八号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第二十条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第一項第三号の改正規定〔中略〕 平成二十七年八月一日

二 〔略〕

附 則〔平成二七年八月二八日政令第三〇三号〕

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律〔平成二七年七月法律第五六号〕の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

附 則〔平成二七年一一月二六日政令第三九二号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、行政不服審査法〔平成二六年六月法律第六八号〕の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則〔平成二七年一二月一六日政令第四二六号〕

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則〔平成二八年三月四日政令第五六号〕

この政令は、公認心理師法〔平成二七年九月法律第六八号〕附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十八年三月十五日）から施行する。